

富山県人権教育・啓発に関する 基本計画

誰もが安心して心豊かに暮らせる
人権尊重社会の実現をめざして



令和二年三月

富山県

富山県人権教育・啓発に関する基本計画

令和2年3月
富山県生活環境文化部県民生活課
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL.076-444-9646 FAX.076-444-3477

令和2年3月



目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画策定の背景	1
(1) 国際社会における取組	1
(2) 国内における取組	3
2 基本計画策定の趣旨及び目的	7
3 基本計画の基本理念	7
4 基本計画の性格	9
5 基本計画の見直し	9
第2章 人権問題の現状と課題	10
1 人権に関する県民意識調査	10
2 主な人権問題の現状と課題	13
(1) 女性	13
(2) 子ども	16
(3) 高齢者	18
(4) 障害のある人	21
(5) 感染症患者等	24
(6) 犯罪被害者等	26
(7) 同和問題（部落差別）	28
(8) アイヌの人々	30
(9) 外国人	31
(10) 刑を終えて出所した人等	32
(11) インターネットによる人権侵害	34
(12) 性的指向、性自認	35
(13) その他	38
第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	39
1 学校における人権教育	39
2 地域や家庭における人権教育	42
3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育	44
(1) 教育関係職員	44
(2) 医療関係者	45
(3) 保健・福祉関係者	45
(4) 消防職員	45

(5) 警察職員	46
(6) 県・市町村の職員	46
(7) マスメディア関係者	46
4 企業に対する人権啓発	46
5 県民一般に対する人権啓発	48
第4章 重要課題への対応	50
1 女性	50
2 子ども	51
3 高齢者	53
4 障害のある人	54
5 感染症患者等	57
6 犯罪被害者等	58
7 同和問題（部落差別）	59
8 アイヌの人々	60
9 外国人	60
10 刑を終えて出所した人等	61
11 インターネットによる人権侵害	61
12 性的指向、性自認	62
13 その他	63
第5章 計画の推進	64
1 基本計画の推進体制	64
2 国・市町村等との連携	64
3 基本計画の見直し	64
〔用語解説、参考統計資料〕	65
資料編	77
○ 世界人権宣言	79
○ 日本国憲法（抄）	84
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	86
○ 人権教育・啓発に関する基本計画	88
○ 富山県人権教育・啓発推進懇話会設置要綱	122
○ 富山県人権教育・啓発推進懇話会委員名簿	123
○ 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議設置要綱	124
○ 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」見直しスケジュール	125

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の背景

(1) 国際社会における取組

ア 国連と世界人権宣言

世界の平和や安全を維持し、各国間の友好関係を発展させることやすべての人々の人権・基本的自由を尊重するよう国際協力を達成すること等を目的として、1945(昭和20)年10月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、「世界人権宣言」としてとりまとめられ、1948(昭和23)年12月に開催された第3回国連総会において採択されました。

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、前文と30カ条で構成され、第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定するとともに、第2条第1項において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と規定し、第3条以下で生命、自由及び身体の安全に対する権利をはじめ多くの基本的人権について規定しています。

また、1950(昭和25)年の第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが決議されました。

イ 国際人権規約等人権関係の諸条約

世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和41)年12月、第21回国連総会において「国際人権規約」が採択されました。

この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(「A規約」)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(「B規約」)」※1 及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。

さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1965(昭和40)年12月採択。以下「人種差別撤廃条約」という。)※2、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1979(昭和54)年

12月採択。以下「女子差別撤廃条約」という。) ※3、「児童の権利に関する条約」(1989(平成元)年11月採択。以下「子どもの権利条約」という。) ※4、「障害者の権利に関する条約」(2006(平成18)年12月採択。以下「障害者権利条約」という。) など、多くの人権に関する条約が採択されています。

ウ 人権教育のための国連10年

東西冷戦の終結後、世界各地において人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など深刻な状況が続いていました。

一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。

1993(平成5)年6月、ウィーンで開催された国連世界人権会議※5において採択された「ウィーン宣言」及び行動計画の中で、人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、「人権教育のための国連10年」の宣言の検討が行動計画に盛り込まれたこと等を受けて、1994(平成6)年12月、第49回国連総会において、1995(平成7)年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画が採択されました。

この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、また、行動計画の目的を次のとおりとしています。

- ① あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること
- ② 国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること
- ③ 人権教育教材の調整のとれた開発
- ④ 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割と能力の強化
- ⑤ 世界人権宣言をできる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること

エ 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)の終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005(平成17)年「人権教育のための世界計画」を開始しました。2005(平成17)年から2009(平成21)年までは初等・中等教育に焦点を当てた人権教育のための世界計画第1フェーズ、2010(平成22)年から2014(平成26)年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた同第2フェーズ、

2015(平成27)年から2019(令和元)年までは、第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた同第3フェーズとされています。2020(令和2)年からの第4フェーズでは、若者に焦点を当てることとされています。

オ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

2015(平成27)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に持続可能な開発目標 (SDGs) として17のゴール (目標) と169のターゲットが掲げられました。

2030アジェンダの冒頭にある「誰一人取り残さない」のキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、女性、子ども、若者、障害者、HIV感染者・エイズ患者、高齢者、先住民など脆弱な立場におかれた人々への取組を求めています。

なお、SDGsとして掲げられた目標には、例えば、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」などが掲げられています。

(2) 国内における取組

ア 憲法

我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、永久平和主義とともにその基本原理としています。

そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)と規定しています。

また、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」(第97条)と規定しています。

このほか、国際人権規約をはじめ女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約などの人権に関する条約が批准されています。

イ 人権擁護施策推進法

人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。

しかしながら、依然として、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。

こうした状況の中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について検討した地域改善対策協議会※6 は、1996(平成8)年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。そして、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と提言しました。

こうした人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、同年12月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。(5年間の限時法で、2002(平成14)年3月25日で失効。)

この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が国の責務であることを明記しています。

また、施策の基本的事項を調査審議するため人権擁護推進審議会が設置され、1999(平成11)年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001(平成13)年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が行われています。

ウ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

第49回国連総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受けて、政府は1995(平成7)年12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997(平成9)年7月、『人権教育のための国連10年』に関する国

内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定し、人権教育の推進を図ってきました。

この国内行動計画においては、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということ各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。

そして、人権教育の推進にあたっては、1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会意見具申に述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』※7 である21世紀に向けた我が国の重要な責務と言うべきである。」との認識を踏まえることが重要であるとしています。

また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。」としています。

さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。」とするとともに、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」としています。

エ 「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画

国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んできましたが、県民の間に人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していない状況にあると思われました。

このような状況を踏まえ、国内行動計画の趣旨に沿って、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成12)年3月に

『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。

オ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成12)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が議員立法により制定されました。

同法第2条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

基本理念については、同法第3条で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが出来るよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定しています。

また、地方公共団体の責務として、同法第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

カ 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が、以下の方針の下に策定されました。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

2 基本計画策定の趣旨及び目的

2002(平成14)年に策定された国の基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、2000(平成12)年に策定した富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004(平成16)年に終了し、2005(平成17)年から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山県行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害のある人など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容を見直し、2007(平成19)年に「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的施策の方向を示すことを目的としています。

3 基本計画の基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、誰もが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むうえで基本となる権利です。

社会の中で様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因になっていると考えられます。

より根本的には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。

また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても「進取の気性」がある反面、保守的な面もあり、その保守性から古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。

こうした状況を克服し、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重しあうことにより、各人の人権が調和的に行使され、人権の共存が達成されることが重要です。そのためには、一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が備わっていくことが求められます。このことは、一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、各人が自分自身の課題として人権尊重精神の涵養を図ることが不可欠です。

同時に、差別や虐待のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権に関する施策を推進する責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が国、市町村その他の関係機関と連携しながら、幅広い人権教育・啓発活動を通じて、学校、地域、家庭、職場など身近なところからお互いの人権を尊重し合えるような環境づくりを進めていくことが重要です。

特に近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件をはじめ、いじめや児童虐待、ストーカー行為、交通機関利用の際のトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。また、犯罪等による被害者（以下「犯罪被害者」という。）やその家族のプライバシー侵害等の人権侵害が社会問題となっています。

その背景として、命を大切にする心や他人を思いやる心が薄れてきていることが指摘されており、改めて命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発が求められています。

また、国際化が進展する中であって、広く県民の間に多様な価値観や生活様式を尊重し受け容れる心を育てていくことが強く求められています。これは、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その

発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めるとともに、地方公共団体に対し、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」よう求めています。

富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念にのっとり、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざします。

4 基本計画の性格

この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。

この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。

5 基本計画の見直し

富山県においては、基本計画の趣旨を踏まえ、県民への人権教育・啓発のための取組をこれまで推進してきましたが、策定から10年余りが経過し、この間、人権問題に対応するための法律等が順次整備され、また、社会環境の変化とともに新たな人権をめぐる課題も生じてきていることから、基本計画の内容を見直すこととしたものです。

第2章 人権問題の現状と課題

我が国においては、憲法の下において人権尊重主義は定着しつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在している状況にあります。

また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化なども、人権問題を複雑化させている要因となっていると考えられます。

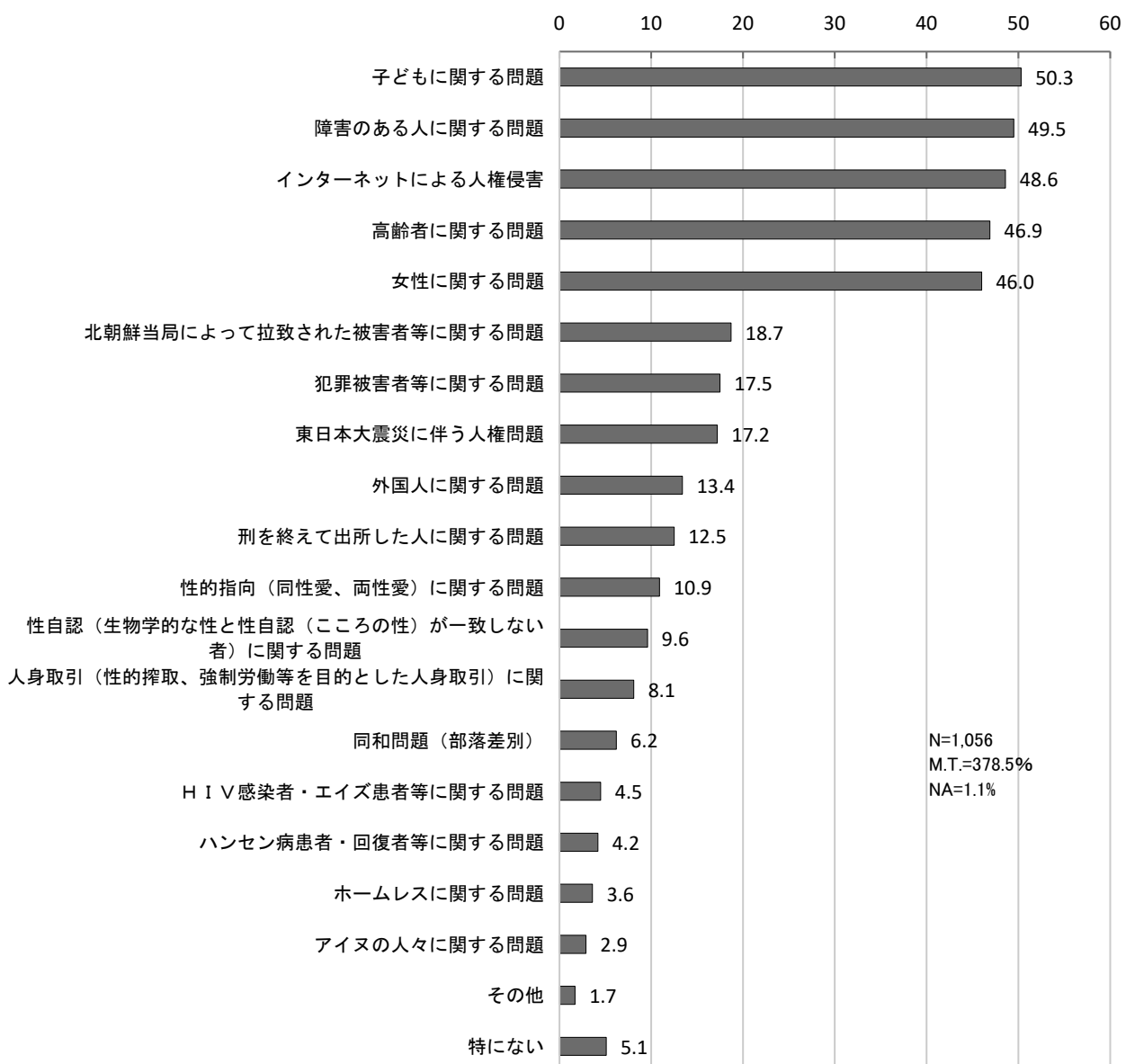
1 人権に関する県民意識調査

富山県では、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権教育・啓発活動を効果的に推進していくうえでの基礎資料とするため、2018(平成30)年11月に「人権に関する県民意識調査」を行いました。

この調査において、関心のある人権課題を尋ねたところ、「子どもに関する問題」、「障害のある人に関する問題」、「インターネットによる人権侵害」、「高齢者に関する問題」などが上位となっています。

図表1 人権課題に対する関心

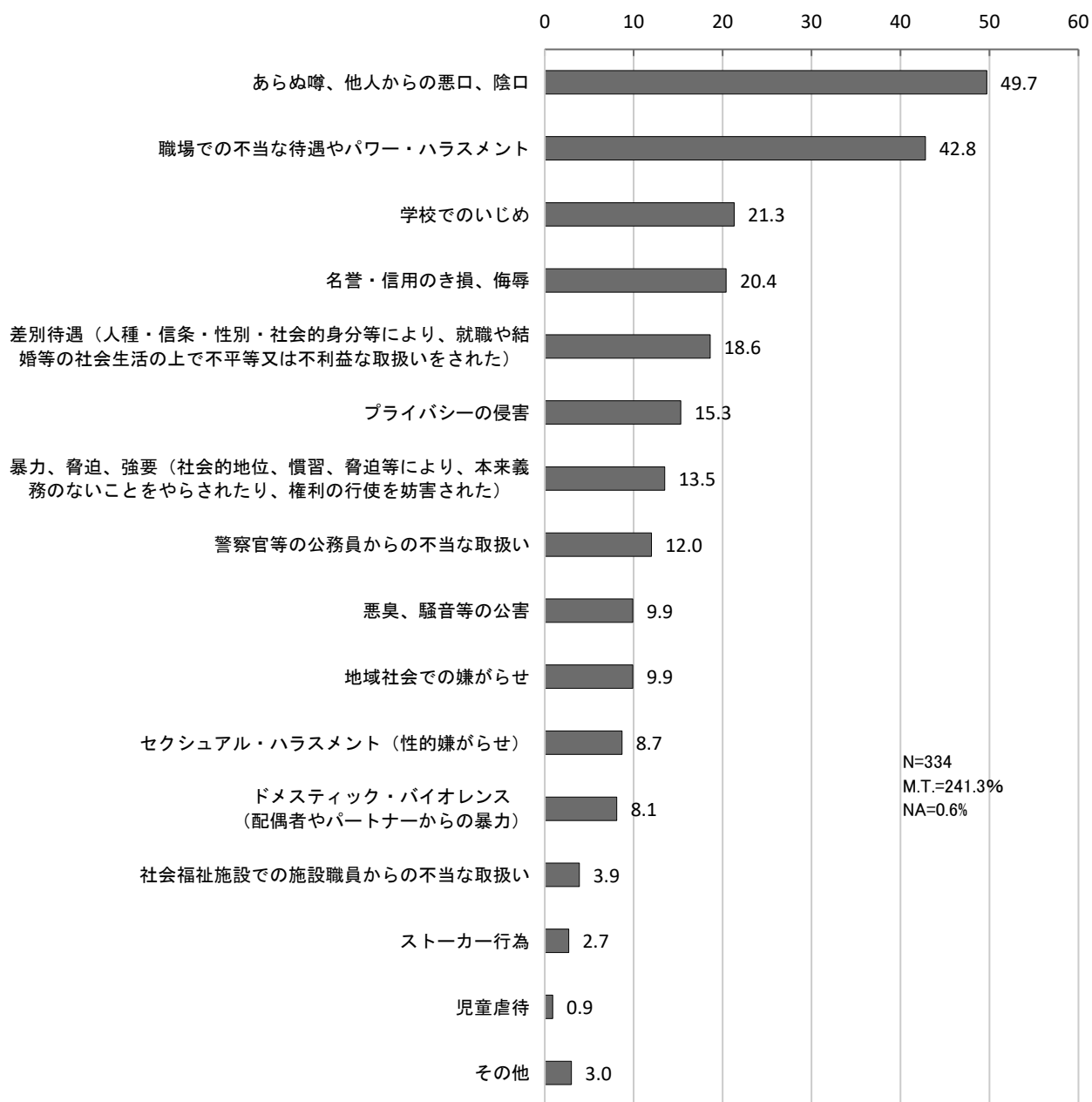
(%)



また、人権侵害の経験の有無について尋ねたところ、「ある」と答えた人の割合が31.6%、「ない」と答えた人の割合が67.2%で、「ある」と答えた人に人権侵害の内容を尋ねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」と答えた人の割合が最も多く、以下、「職場での不当な待遇やパワー・ハラスメント」、「学校でのいじめ」、「名誉・信用のき損、侮辱」の順となっています。

図表2 人権侵害の内容

(%)



<図表中の記号の説明>

N：質問に対する回答者総数で、この調査の回収数1,056が上限です。

M. T. (Multiple Total)：1つの質問に対して複数回答を求めた場合の回答数の合計を回答者数（N）で割った比率で、その値は100%を超えます。

NA：質問に回答しなかった人の割合（%）です。

2 主な人権問題の現状と課題

(1) 女性

我が国の女性の人権保障は、参政権や教育分野における男女の機会均等、教育内容の平等化に始まり、憲法においても、性別等による政治的、経済的、社会的関係における差別を禁止するとともに、家庭生活における両性の平等が明文化されることによって、法的には男女の平等な取扱いが保障されることになりました。

しかし、現実には、“男性と女性は同じ人間として尊厳や価値において平等だが、生まれ持った特性が違うのだから、それに応じて異なった役割を与えられていても差別に当たらない”という「特性論」の考え方が根強く、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が固定化され、女性の社会進出を阻んできました。

このような事象は我が国特有のものではなく、世界的に見られたことから、その特性論を払拭し、実質的な平等を達成しようとする動きが活発になり、1979(昭和54)年12月、国連において女子差別撤廃条約が採択されました。

我が国においては、この条約の批准等を契機に男女平等の実質化に向けて法体系の整備等が図られてきました。

1999(平成11)年6月に、“男女共同参画社会※8の実現”を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受けて、2000(平成12)年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、2015(平成27)年12月にこの計画の第4次計画が策定されました。

また、雇用の場において未ださまざまな形の男女差別が行われている実情等を踏まえて、2006(平成18)年6月に、差別禁止の対象を女性労働者から男女労働者双方に改めるなど性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)※9対策等を内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正が行われました。

これに加え、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、2015(平成27)年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

一方、女性に対する暴力問題に関しては、2000(平成12)年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されたのに続き、2001(平成13)年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。※10)が制定され、同年から毎年11月12日～同月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として様々な取組が行われています。

また、このDV防止法については、これまでに4回の改正が行われ、2004(平成16)年6月の改正では、暴力の定義や保護命令制度が拡大され、2007(平成19)年7月の改正では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務とするなど、市町村における取組の促進が図られました。また、2013(平成25)年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者もDV防止法の適用対象となりました。2019(令和元)年6月の改正では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

このほか、2017年(平成29年)6月には110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改定され、女性のみならず、総合的な取組を進めていくことが、重要であるとされています。

本県においては、2001(平成13)年3月に、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざしていくため「富山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同年11月には、条例に基づく県の基本的な計画として「富山県民男女共同参画計画ーともに輝く共生プランー」を策定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けての取組を進めてきました。

しかしながら、2015(平成27)年12月に本県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方※11 に「反対」の人は58.6%で、男性の「反対」が初めて5割を超え、固定的役割分担意識は低下している一方で、依然として「社会通念・慣習等」、「政治」の分野では、約7割の人が不平等(男性の方が優遇されている)と感じているという結果になっています。

このように、本県においては、意識面では固定的な性別役割分担意識の減少傾向がみられるものの、依然として女性の不平等感には根強いものがあります。

特に、家庭においては、家事等の役割分担は「夫婦〔同じ程度〕」が、家事、育児、介護のいずれについても前回調査より増加しているものの、家事、育児の約8割は依然として妻が主に担っており、女性の社会進出が進む中であって、女性に対し過重な負担がかかるケースも多く見受けられます。このような現状を踏まえて2018(平成30)年3月に「富山県民男女共同参画計画」(第4次)を策定しています。

また、雇用に関しては、本県の女性の就業率※12 は全国平均を上回っていますが、その中であって、女性の管理職への登用率※13 は全国平均より低いほか、賃金面での男女格差※14 があります。また、男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況※15 も見られます。

女性に対する暴力問題に関しては、配偶者からの暴力のほか、最近では高校生や大学生など若い世代におけるデートDV※16 の問題も指摘されており、被害が顕在化※17 する中、国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、2002(平成14)年から「女性への暴力根絶キャンペーン」、2011(平成23)年からは「とやまパープルリボンキャンペーン」を実施しています。

2014(平成26)年10月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、DV被害を経験した人は全体の22.7%にのぼり、県民の約5人に1人がDV被害経験者であることが分かりました。

この結果を踏まえ、2016(平成28)年3月には第3次「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVの未然防止をはじめ、被害者の相談から自立にいたるまでの総合的な施策を展開し、暴力のない社会の実現に向け取り組んでいます。

このほか、職場等におけるセクハラやアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題※18 など、若年層を対象とした性的な暴力の問題もあります。

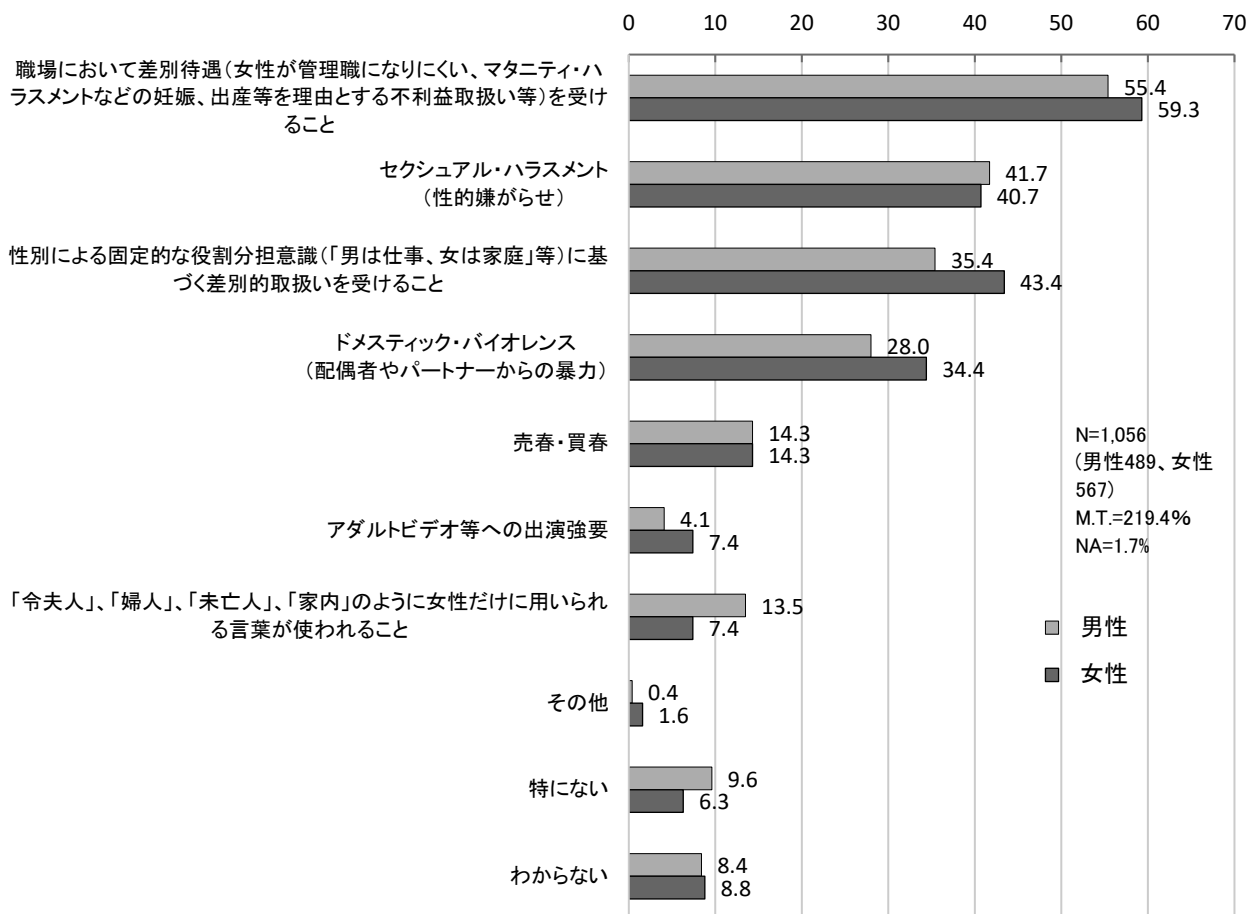
○「人権に関する県民意識調査」より

女性に関する人権上の問題点として、女性の回答では、「職場において差別待遇を受けること」、「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」、「セクシュアル・ハラスメント」という順になっています。

また、「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」を人権上の問題点としてとらえる割合に男女間で差が見られます。

図表3 女性に関する人権上の問題点

(%)



(2) 子ども

我が国が1994(平成6)年4月に批准し、同年5月に発効した子どもの権利条約は、従来、子どもはもっぱら保護される客体であるにとらえられてきた「子ども観」の転換を求め、子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する主体ととらえています。

しかし、現実には、「子どもだから」「子どものためだから」などの理由により、子どもが一人の人間として自立していくうえで必要な権利を制限されていることが指摘されています。

また、近年、核家族化や少子化、共働き家庭の増加※19 など、子どもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が大きく変化する中、子どもたちの間のひやかし、からかい、仲間はずれ等のいじめや嫌がらせ、暴力行為、教職員による体罰、親等による子どもへの虐待、SNSなどインターネットを利用した児童買春など、様々な問題が生じています。

いじめ等の背景には、核家族化、少子化による子どもの対人関係の未熟さ、受験競争等によるストレスなどのほか、親をはじめとする大人から受ける影響、地域

社会の正義感や連帯感の希薄化等が指摘されていますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわり、自分の価値や尊厳が周囲の人々から尊重されているといった人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分に備わっていないことがあると思われまます。こうした中、国においては、2013(平成25)年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、本県では、2014(平成26)年3月に「富山県いじめ防止基本方針」を策定し、2017(平成29)年6月に改定しました。

暴力行為や体罰などは、学校内における児童生徒同士や教職員と児童生徒という関係の中で被害が顕在化しにくい面があり、人権侵害を未然に防ぐためにも、教職員が一体となった人権教育の取組が求められます。

児童虐待※20 は、主として家庭内で起こり、しかも親子の絆と愛憎が絡むものであることから顕在化しにくく、その対応にも相当な困難が伴います。

また、児童買春の背景となっている大人社会における利己的な風潮や金銭等物質的な価値を優先する考え方などを社会全体で問い直していく必要があります。

こうした中、国においては、1999(平成11)年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されました。

また、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものと明文化され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が定められています。

さらに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切に取る取組を推進するため、2003(平成15)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2004(平成16)年6月に「少子化社会対策大綱」、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」が策定されています。

2016(平成28)年には児童福祉法等が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になり、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るための措置が定められるとともに、2019(令和元)年6月の改正では、親権者等の体罰禁止や市町村及び児童相談所の体制強化等が盛り込まれました。

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく富山県行動計画として、次世代を担うかけがえのない子どもたちが、尊重され、たくましく健やかに育つ社会を

形成するため、2020(令和2)年3月に新たな「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」を策定し、子どもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「子ども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的な子ども政策を推進していくこととしています。

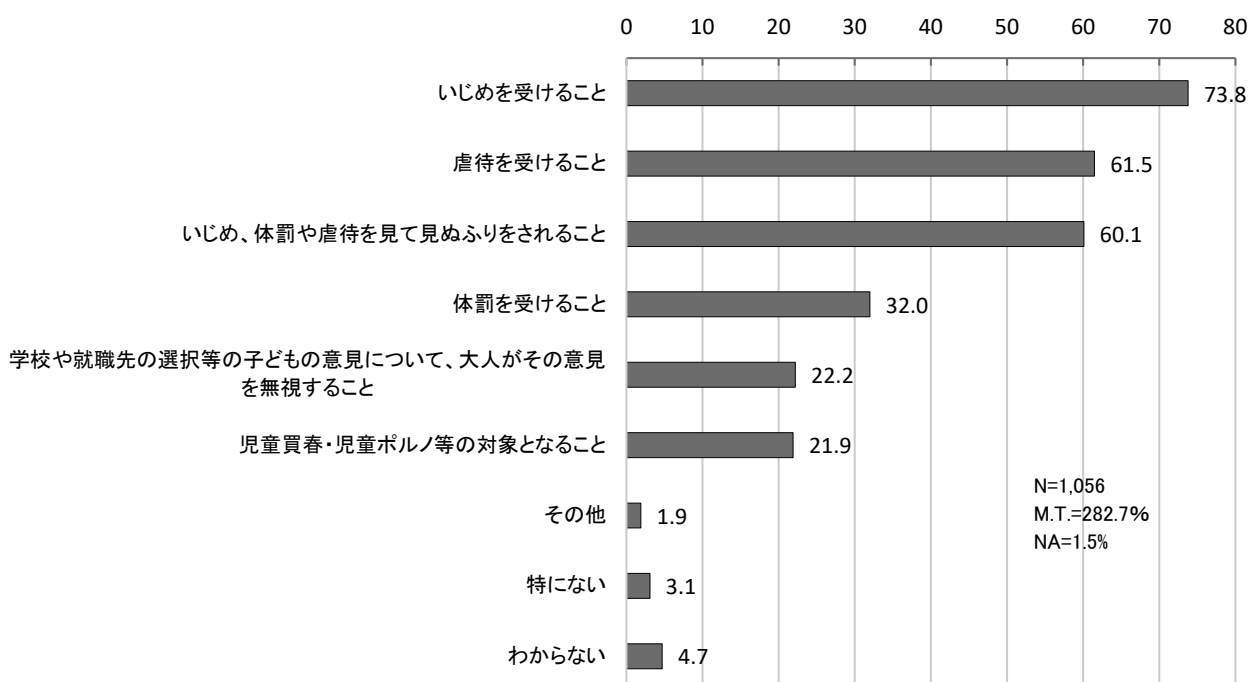
また、近年、子どもが被害者となる事件が各地で多発していることから、子どもたちの生命や安全を守るため、地域では学校や自治会等諸団体が連携しながら、通学時の安全を守る活動を展開しています。

○「人権に関する県民意識調査」より

子どもに関する人権上の問題点として、「いじめを受けること」、「虐待を受けること」、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」という回答が上位となっています。

図表4 子どもに関する人権上の問題点

(%)



(3) 高齢者

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、介護保険制度がスタートした2000(平成12)年には、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)が17%に達し、2025(令和27)年には30%となり、国民の約3人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されていま

す。また、高齢化に伴い、2018(平成30)年には認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。

特に富山県の高齢化※21 は、全国平均を上回る早さで進んでおり、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加するものと推計※22 されています。また、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症の人※23 の増加が予想されています。

しかし、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退は個人で差があり、年齢で一律に判断することはできません。現実には、心身の状況により様々なサービスを必要としたり、加齢による障害のために介護を要する高齢者が増加する一方で、働く意欲と能力を持ち、可能な限り自立して快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多く存在することを念頭におく必要があります。

世界に例を見ない高水準の高齢社会の到来を踏まえ、本県では、1994(平成6)年3月、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと暮らせる社会の形成をめざした「富山県高齢者保健福祉計画」を策定し、生きがいづくり・社会参加の促進などの施策に積極的に取り組んできました。

国においては、1995(平成7)年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、基本理念として、国民が生涯にわたって「就業その他社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」、「社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」及び「健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」を構築することを定め、基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。また、同法に基づいて政府が作成した「高齢社会対策大綱」(2001(平成13)年12月閣議決定)においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針を提示しています。

国際的にも、2002(平成14)年4月、マドリッドで開催された第2回高齢者問題世界会議で採択された「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」において、「地域社会及び経済に対する高齢者の貢献を認識し、奨励し、支援する」ことを、各国の政策立案者が取り組むべき優先事項としています。

しかしながら、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、他の年齢層に比較して有効求人倍率※24 が非常に低く再就職が難しい、高齢者の財産を家族等が本人に無断で処分する等の問題が生じています。

このような様々な類型の高齢者に対する虐待等が深刻な状況となっていることから、2005(平成17)年11月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。)が制定されました。この法律では、65歳以上の高齢者の権利の擁護に資することを目的に、虐待

を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者による虐待防止のための支援や財産上の不当取引による被害の防止などを規定しています。

これらを踏まえ、本県では、2018(平成30)年3月、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築をめざして、「富山県高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、高齢者の権利擁護体制の整備などの施策に取り組んでいます。

認知症については、国では、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものになっているとし、2015(平成27)年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定しました。

本県では、新オレンジプランに基づき、認知症の人が住み慣れた地域で住み続けられるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発などの施策に取り組んでいます。

こうした中、国では2019(令和元)年6月、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための認知症施策推進大綱をとりまとめました。

また、急速な高齢化の進行に対応し、労働意欲と能力に応じて高齢者が働き続けられる環境の整備を目的に2012(平成24)年には、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正されました。これにより希望者全員が65歳まで雇用を継続できるよう措置が取られています。

本県においても、高齢者の就業支援を目的に、富山労働局やハローワーク、とやまシニア専門人材バンク等の関係機関と連携して、高年齢者の多様な就労ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に取り組んでいます。

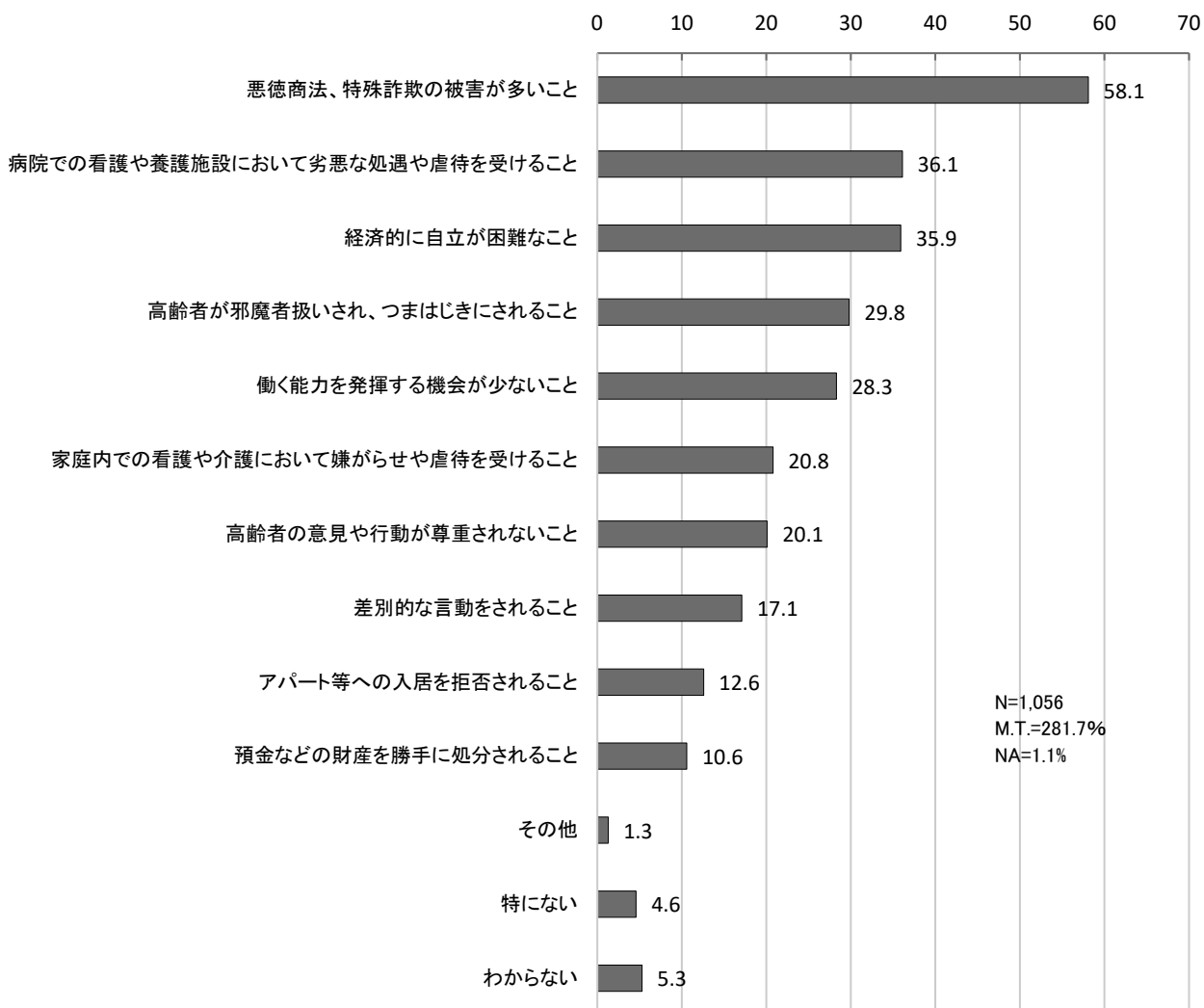
○「人権に関する県民意識調査」より

高齢者に関する人権上の問題点として、「高齢者をねらった悪徳商法が多いこと」、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」、「経済的に自立が困難なこと」という回答が上位となっています。

また、60歳以上の年齢層で、「高齢者の意見や行動を尊重されないこと」を挙げた人が、他の年齢層に比べて多くなっています。

図表5 高齢者に関する人権上の問題点

(%)



(4) 障害のある人

本県の身体障害者は47,208人(2018(平成30)年度末身体障害者手帳所持者)、知的障害者は8,103人(2018(平成30)年度末療育手帳所持者)となっています。また、精神障害者は35,000人(2017(平成29)年厚生労働省患者調査に基づく推計値)と推計されています。

我が国では、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、昭和57年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。現在は、2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

「障害者基本計画(第4次)」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。同計画では、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの

決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

本県においても、2019(平成31)年3月に「富山県障害者計画(第4次)」(計画期間:2019(令和元)年度から2023(令和5)年度まで)を策定し、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指し、障害福祉施策の一層の充実を図っています。

障害のある人の社会参加・参画をより実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

こうした中、2006(平成18)年12月に国連総会において、障害のある人の差別禁止と社会参加を目的とする「障害者の権利に関する条約」が全会一致で採択され、我が国は、2007(平成19)年9月にこの条約に署名しました。国では、条約の締結に必要な国内法の整備などの検討を行うため、2009(平成21)年12月に「障がい者制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を設置し、2010(平成22)年6月に「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る」ことを趣旨とする「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この基本的な報告に基づき、2011(平成23)年6月に障害のある人の権利利益を擁護するための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるとともに、同年8月に「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義の見直しや、基本原則に「差別の禁止」が掲げられる等の改正がなされました。

また、2013(平成25)年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が公布され、2016(平成28)年4月に施行されました。

さらに、2013(平成25)年6月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、2016(平成28)年4月から雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、2017(平成29)年6月の同法施行令の改正により、2018(平成30)年4月から障害者法定雇用率※25 が引き上げられるなど、障害者雇用施策の充実が図られているところです。

これらの国内法の整備を経て、2014(平成26)年1月に我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本県においては、2014(平成26)年12月に制定された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が2016(平成28)年4月に施行され、条約・法律と相まって、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられることや障害者差別の解消など、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしています。

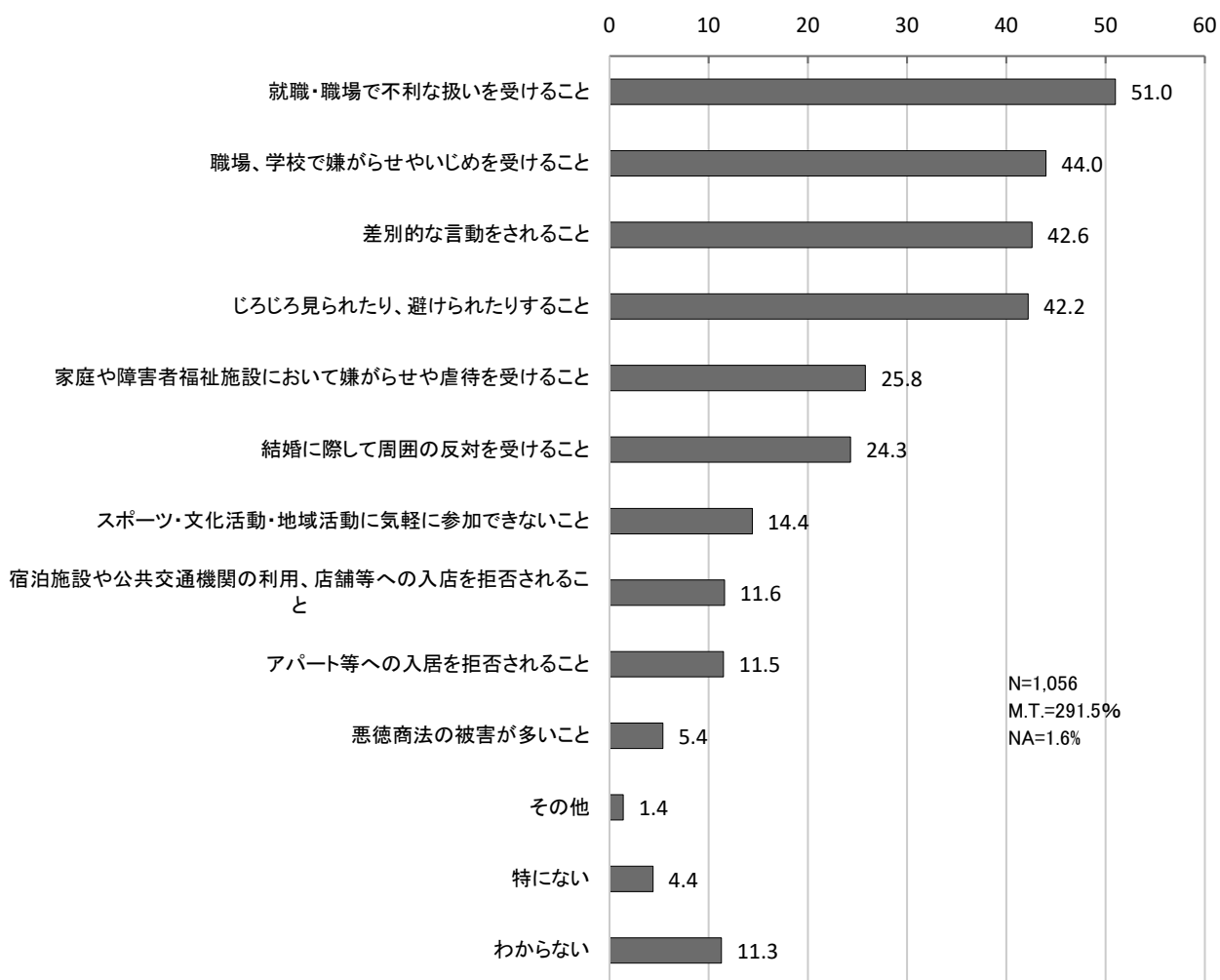
また、2018(平成30)年4月に「富山県手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識のもと、手話の普及等に取り組むこととしています。

○「人権に関する県民意識調査」より

障害のある人に関する人権上の問題点として、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」、「差別的な言動をされること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」という回答が上位となっています。

図表6 障害のある人に関する人権上の問題点

(%)



(5) 感染症患者等

医学・医療の進歩により、多くの感染症の予防や治療が可能となってきましたが、感染症に対する正しい知識と理解が十分でないために、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者患者等の人権に配慮することが必要です。

ア HIV感染者等

1998(平成10)年10月に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の前文においては、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群※26等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とされています。

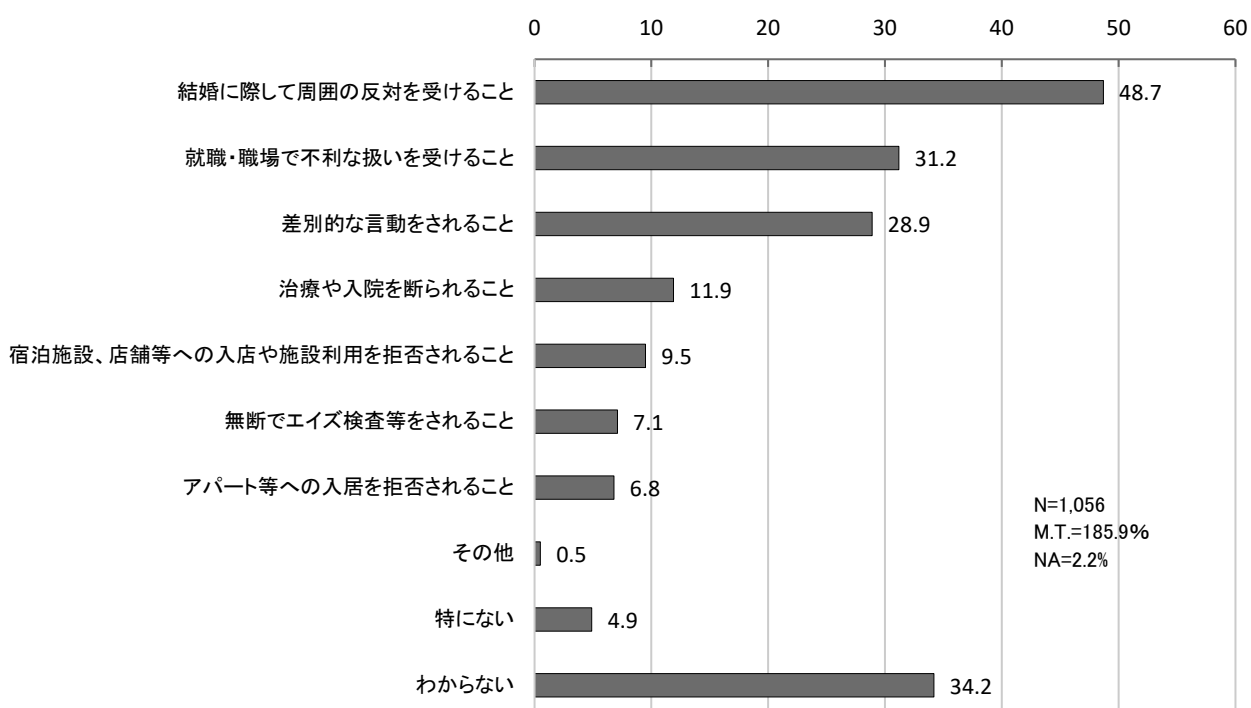
本県では、感染症法に基づき1999(平成11)年10月に国が策定した「後天性免疫不全症候群に対する特定感染症予防指針」(2018(平成30)年1月改正)に基づき、県民に対しHIV感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、HIV感染者及びエイズ患者(以下「HIV感染者等」という。)に対する相談支援体制の充実に努めています。

また、「世界エイズデー」(12月1日)を中心とする11月から12月に、県厚生センターを中心としたエイズ予防キャンペーンを展開し、講演会やパンフレットの配布等を通じて、エイズに関する正しい知識の普及に努めています。

○「人権に関する県民意識調査」より

HIV感染者等に関する人権上の問題点として、「結婚に際して周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」という回答が上位となっています。

図表7 HIV感染者等に関する人権上の問題点 (％)



イ ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病※27 の治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、ハンセン病患者は、人権を無視した隔離が行われ、過酷な生活を強いられていました。そして、ハンセン病の患者・回復者やその家族・親族（以下「ハンセン病患者・回復者等」という。）は、いわれのない差別や偏見を受けました。

1996(平成8)年4月に「らい予防法」が廃止され、現在では隔離政策はなくなったものの、ハンセン病患者・回復者等に対する差別や偏見がいまだに残っており、問題となっています。

このような状況から、2008(平成20)年6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(以下、「ハンセン病問題基本法」という。)が制定され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。また、2019(令和元)年11月に「ハンセン病問題基本法」が改正され、諸規定の対象に「ハンセン病の患者であった者等の家族」が追加されるとともに、国会及び政府は、ハンセン病回復者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病回復者家族等の名誉の回復、福祉の増進を

図る、とする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

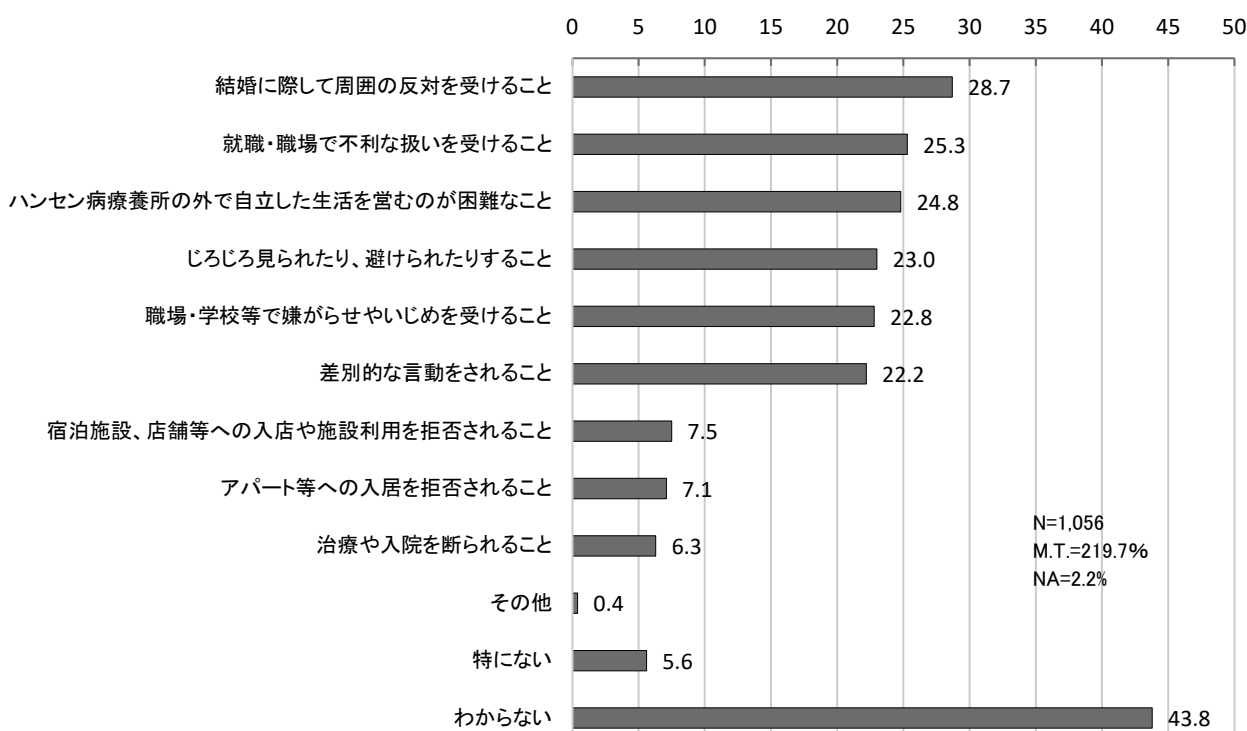
本県では、ハンセン病問題基本法に基づき、現在も療養所に入所している方への社会復帰のための協力（入所者の里帰り事業等）や相談窓口の設置などを行い、自立支援体制の充実に努めています。

また、偏見と差別のない社会の実現のため、ハンセン病に対する正しい知識の啓発、普及に努めています。

○「人権に関する県民意識調査」より

ハンセン病患者・回復者等に関する人権上の問題点として、「結婚に際して周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」という回答が上位となっています。

図表8 ハンセン病患者・回復者等に関する人権上の問題点 (％)



(6) 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件による身体への直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な問題や、周囲の無理解や心ない言動等の二次的な被害にも苦しめられています。とりわけ、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪による著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要とする犯罪被害者等も存在しています。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその遂行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

また、犯罪被害者等の中には、被害の責任があるかのように誤解され、周囲の好奇の目にさらされたり、支援の手が行き届かず十分な支援を受けられなかったりして、疎外感・孤立感に苦しんでいます。

近年、犯罪被害者等が受ける被害の深刻さが社会的に認識されるようになり、2004(平成16)年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。この法律の基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記されました。国及び地方公共団体は、同法を踏まえ、今後、給付金の支給に係る制度の充実や保健医療サービス・福祉サービスの提供など、被害者支援制度の充実・見直しを図っていく必要があります。

本県では、2017(平成29)年4月に「富山県犯罪被害者等支援条例」が制定され、犯罪被害者等支援についての基本理念や、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務が明記されました。この条例に基づき、各相談機関など49機関・団体が参加する「富山県犯罪被害者等支援協議会」を設立するとともに、犯罪被害者等に対する支援の基本的考え方や施策の方向性を取りまとめた指針を策定し、犯罪被害者等を支える社会づくりに取り組んでいます。

また、犯罪被害者等の様々な要望に対応するため、民間被害者支援団体「とやま被害者支援センター」を中心とした関係機関・団体による総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めています。

さらに、性暴力被害者等については、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、民間支援団体等との連携の下、総合的な支援（相談、医療、同行支援等）の充実を図っています。

犯罪被害者等の人権を擁護し、平穏な日常生活を取り戻すためには、関係機関・団体の連携のもと、犯罪被害者の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要であり、引き続き県民に対する周知と啓発に努めていく必要があります。

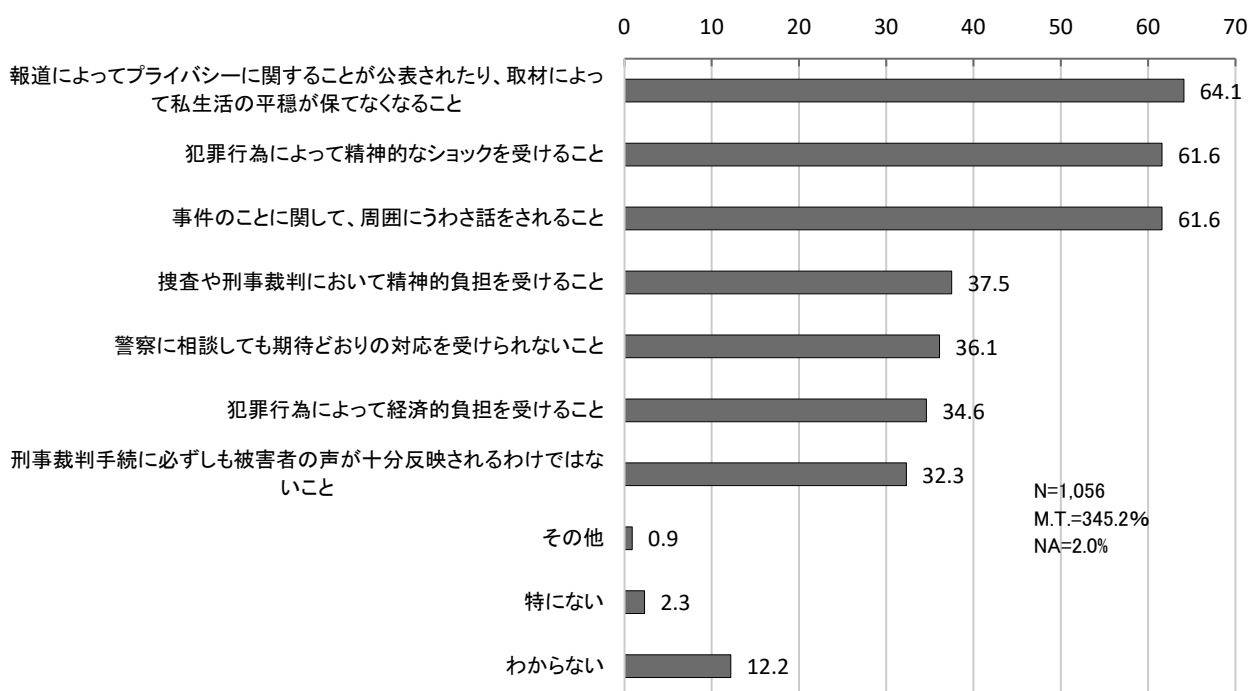
○「人権に関する県民意識調査」より

犯罪被害者等に関する人権上の問題点として、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「犯

罪行為によって精神的なショックを受けること」、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」などの回答が上位となっています。

図表9 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

(%)



(7) 同和問題（部落差別）

我が国社会の歴史的発展の過程において形成された身分的差別により、一部の人が、長い間、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられてきました。

この同和問題を解決するため、総理府に同和対策審議会が設置され、1965(昭和40)年8月に提出された答申がその後の同和対策の基礎となっています。

この答申では、前文において「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、同和問題を人権問題として明確に位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務」であり、「国民的課題」であるとしています。

この答申を受けて、1969(昭和44)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後数次にわたる立法措置により同和行政が推進されてきましたが、2002(平成14)年3月に終了しました。

一方、同和教育・啓発活動を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきとの1996(平成8)年5月の地域改

善対策協議会の意見具申などを受けて、同年12月に人権擁護施策推進法が制定され、2000(平成12)年12月に人権教育・啓発推進法が制定されました。

これまで、同和問題の解決をめざし長年にわたりさまざまな取組が進められてきましたが、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

このような中、2016(平成28)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

県内には歴史の過程において同和地区が存在し、現在、その実態を把握することは困難になっていますが、今もなお、差別を助長するような落書きやインターネットを悪用した書き込みなどに見られるように、同和問題に対する理解不足や差別意識が存在し、差別を受けている人々がいます。

これに対し、県では、法務局等の人権擁護機関や市町村と連携して、県民に対し、同和問題が重大な人権問題であることを十分理解してもらうよう啓発を行い、差別意識の解消に努めています。

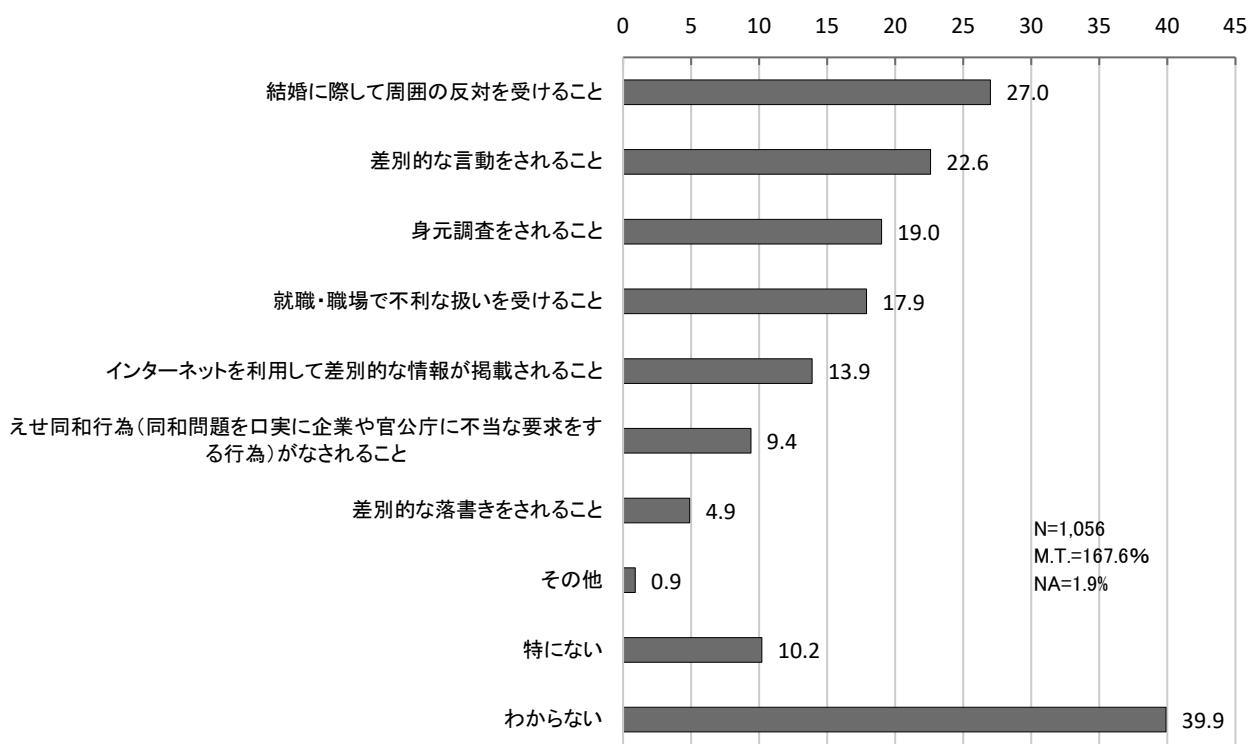
また、同和の名の下に不当な利益や義務なきことを求める、いわゆる「えせ同和行為」※28 も依然として起きており、同和問題に対する県民の理解を妨げ、啓発活動の大きな阻害要因となっています。

○「人権に関する県民意識調査」より

同和問題に関する人権上の問題点として、「結婚に際して周囲の反対を受けること」、「差別的な言動をすること」という回答が上位となっています。

図表10 同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点

(%)



(8) アイヌの人々

アイヌの人々は、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめ、固有の伝統と文化を有する民族です。

しかし、近世以降、松前藩による支配や明治以降の北海道開拓の歴史において、いわゆる同化政策※29 が進められたことなどにより、今日では、固有の伝統と文化は、十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

一方、国民の間においては、アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理解が十分とは言えず、また、誤った認識により、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、国においては、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指し、1997(平成9)年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」という。)を制定しました。

その後、2007(平成19)年、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まるなか、2008(平成20)年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

2019(平成31)年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」という。)が制定され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図るとされています。(この法律の制定により、アイヌ文化振興法は廃止)

(9) 外国人

本県における外国人住民数は、2008(平成20)年のリーマンショックや2011(平成23)年の東日本大震災の影響等により、一時、減少傾向にありましたが、2014(平成26)年から再び増加に転じ、2020(令和2)年初めには19,494人と過去最高となっています。また、県内の空港、港湾を利用して入国する観光や国際ビジネスを目的とした外国人も増加し、国際化が進展しています。

こうした中、本県においては、「富山県多文化共生推進プラン(2007(平成19)年3月策定、2012(平成24)年3月改訂)」に基づき、地域におけるコミュニケーションの支援、生活支援の充実、多文化共生の地域づくりなど各種の施策に取り組んできました。また、2018(平成30)年12月の「出入国管理及び難民認定法」改正(2019(平成31)年4月施行)により、近年の人手不足に対応するための新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどを踏まえ、「外国人材活躍」の観点新たに盛り込んだ「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を2019(令和元)年9月に策定しました。

憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留・在住する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、国・地方公共団体ともに、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。

しかしながら、国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人住民数の増加が見込まれる一方で、言葉が通じないことに加え、歴史的経緯、文化、宗教、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒、留学生など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。

また、近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的な問題となっており、国においては、その解消に向け、2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が制定されたところです。

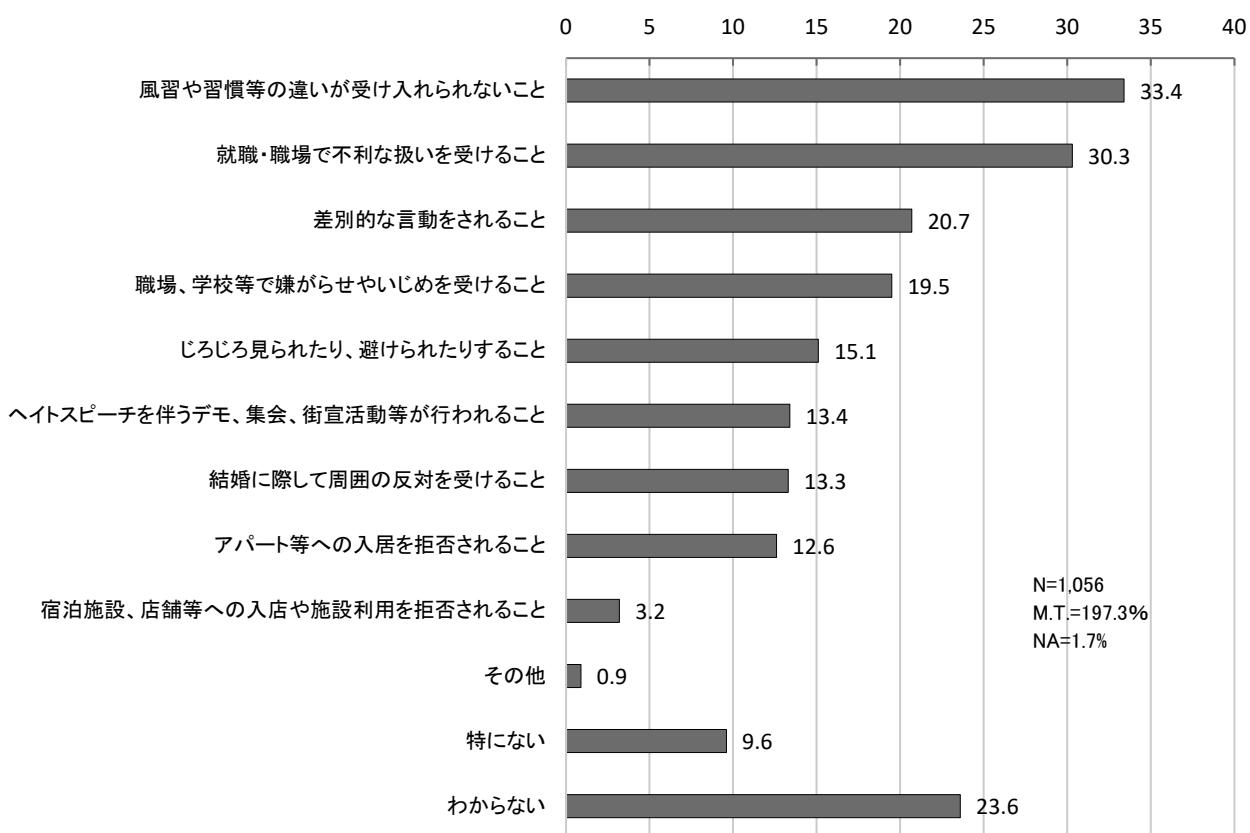
県としても、地域で暮らす外国人の人権を守るために、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共生が進むよう、意識啓発等に努めています。

○「人権に関する県民意識調査」より

外国人に関する人権上の問題点として、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」という回答が上位となっています。

図表11 外国人に関する人権上の問題点

(%)



(10) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人、罪を犯し保護観察処分を受けた少年など（以下「刑を終えて出所した人等」という。）は、本人に真摯な更生の意欲があっても、社会の偏見や差別により就職や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況にあります。加えて、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

既に社会的な制裁を受け、更生を目指す人たちの人権が損なわれることになれば、一般社会が再犯の要因を創り出すことにもなりかねません。

刑を終えて出所した人等の更生を支援するとともに、さらなる犯罪や非行を未然に防止するため、更生保護制度があります。保護司やこれを支援する組織が行う刑を終えて出所した人等の立ち直りを支える活動は、家族、地域、職場、学校など周囲の人々の理解と協力が不可欠であり、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

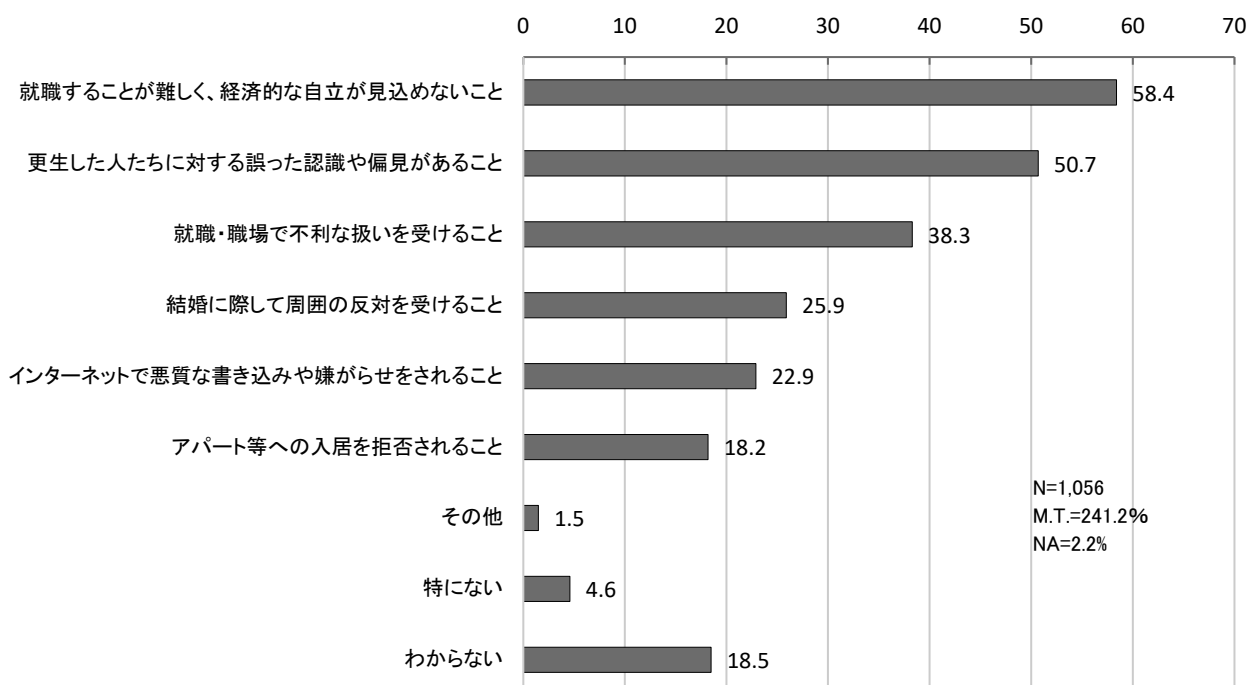
国において、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」が2017(平成29)年12月に策定され、本県においても、「富山県再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人等が、円滑に社会の一員として復帰することができるよう、民間協力者の活動の促進や、再犯防止に関する広報・啓発活動の推進などを図っているところです。

○「人権に関する県民意識調査」より

「刑を終えて出所した人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と聞いたところ「就職することが難しく、経済的な自立が見込めないこと」「更生した人たちに対する誤った認識や偏見があること」という回答が上位となっています。

図表12 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点

(%)



(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、その事件の関係者とされる人たちの個人情報を流す書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない悪口や嫌がらせ）する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

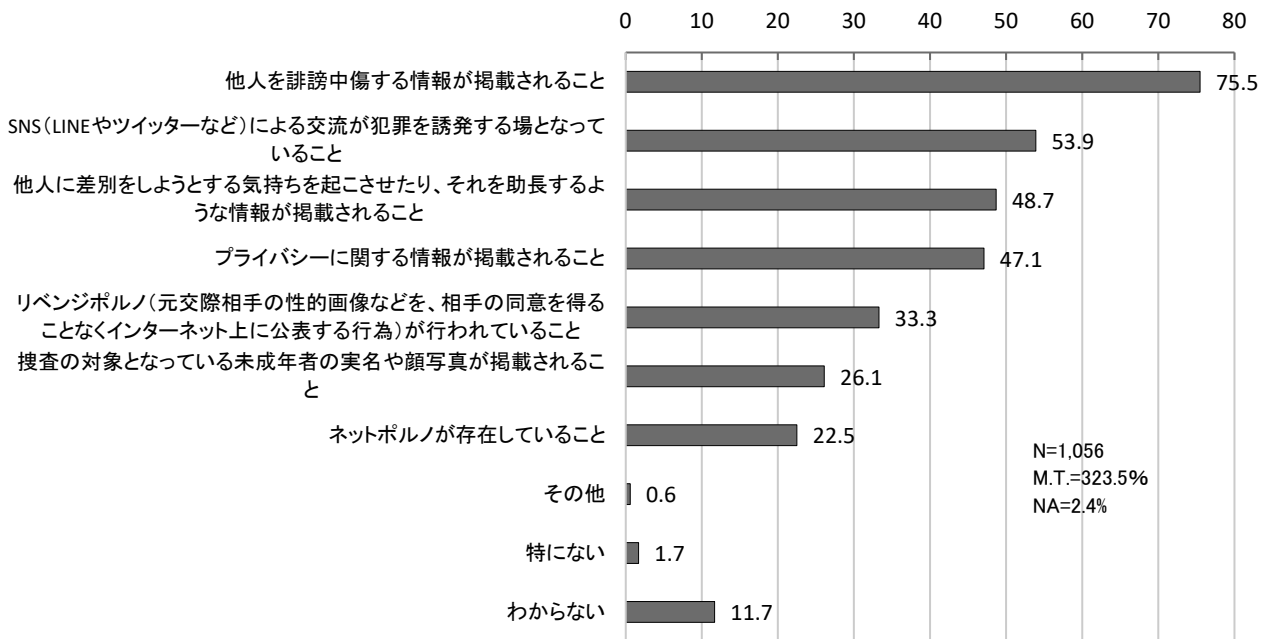
これに対し、2001(平成13)年11月に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）では、インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲（第3条）や発信者に関する情報の開示を請求する権利（第4条）などについて定められています。また、同法を踏まえ、被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化した「プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」等※30 が設けられています。

また、通信関連業界4団体（(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟）においては、2006(平成18)年11月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（以下「契約約款モデル条項」）を公表する等の自主規制が行われており、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたこと等を受け、契約約款モデル条項の解説を改訂（2017(平成29)年3月）し、同条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」として、「いわゆるヘイトスピーチ」や「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどを示す情報をインターネット上に流通させる行為」が該当することが明確化されています。

○「人権に関する県民意識調査」より

インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点として、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、「SNS（LINEやツイッターなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること」、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」という回答が上位となっています。

図表13 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 (%)



(12) 性的指向、性自認

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛の対象がどの性別に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象として異性にではなく、同性や両方の性に対して愛情をいだく人たちもいます。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、多くの人は、「性自認」と「身体の性」が一致しています。例えば、「身体の性」が男性なら、「性自認」も男性というように、「身体の性」に違和感を持つことはありません。しかし、「性自認」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。（「性同一性障害」とは、医療機関を受診し、「身体の性」と「性自認」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。）

性的指向と性自認は、すべての人がもつ性の要素や属性を表します。自分の性のあり方について、「身体の性」と「性自認」に違和感がなく、異性を好きになる人を多数派としたときに、それに当てはまらない人たちは、人口に占める割合が少ないことから、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）といわれます（性的少

数者はLGBTなどと表現することもあります、LGBT以外にも様々な性のあり方※31 が存在します。)

性的少数者の人たちは、男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、偏見の目で見られ、嫌がらせやいじめ、差別的な扱いを受けることがあります。

家族をはじめ周囲の人や社会からの偏見や差別などによる生きづらさが、自殺念慮や自傷行為につながっていくことや、自殺未遂率が高いことも指摘されています。

さらに、自身の性的指向や性自認を他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウトティング）も問題となっています。

このような中、本県では、「富山県いじめ防止基本方針（2014(平成26)年3月策定、2017(平成29)年6月改定）」や「富山県自殺対策計画（2018(平成30)年3月策定）」、「富山県民男女共同参画計画（2018(平成30)年3月策定）」等において、性的指向、性自認に関する施策が盛り込まれています。

性同一性障害者については、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、2008(平成20)年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的、経済的負担が大きいこと等が指摘されています。

また、性的指向については、近年、欧米諸国等の一部の国において、同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きもでてきています。わが国でも、一部の自治体において、同性パートナーシップの関係にあることを証明するなどの新たな動きも見られます。

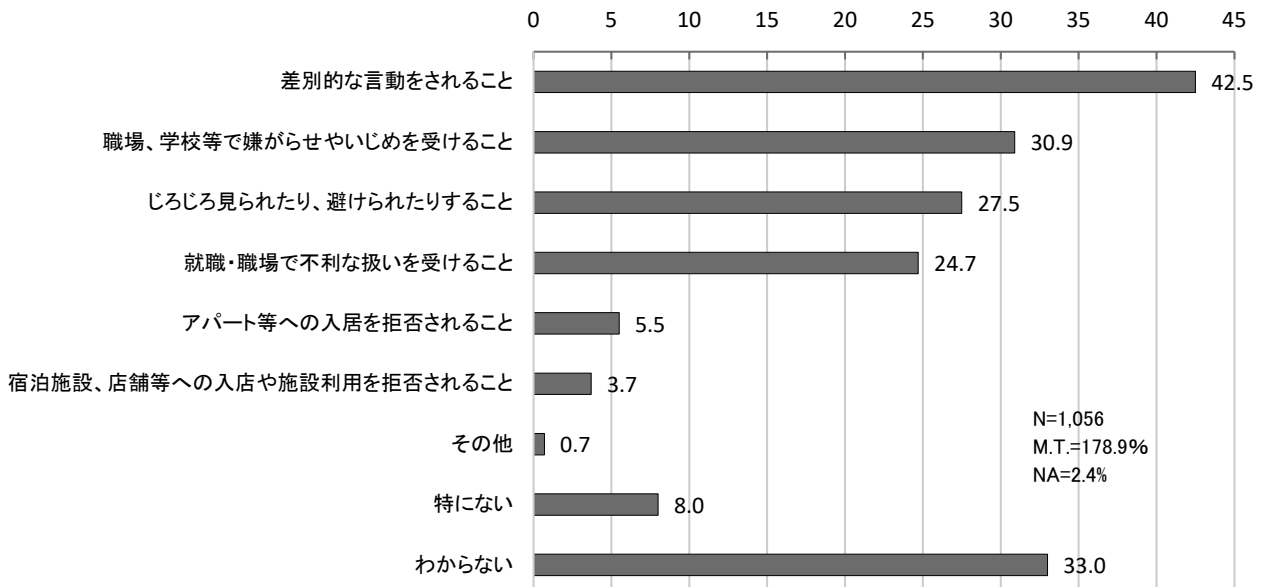
学校においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の基盤となります。教職員は悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、性的指向・性自認に係る児童生徒全般に共通するものです。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

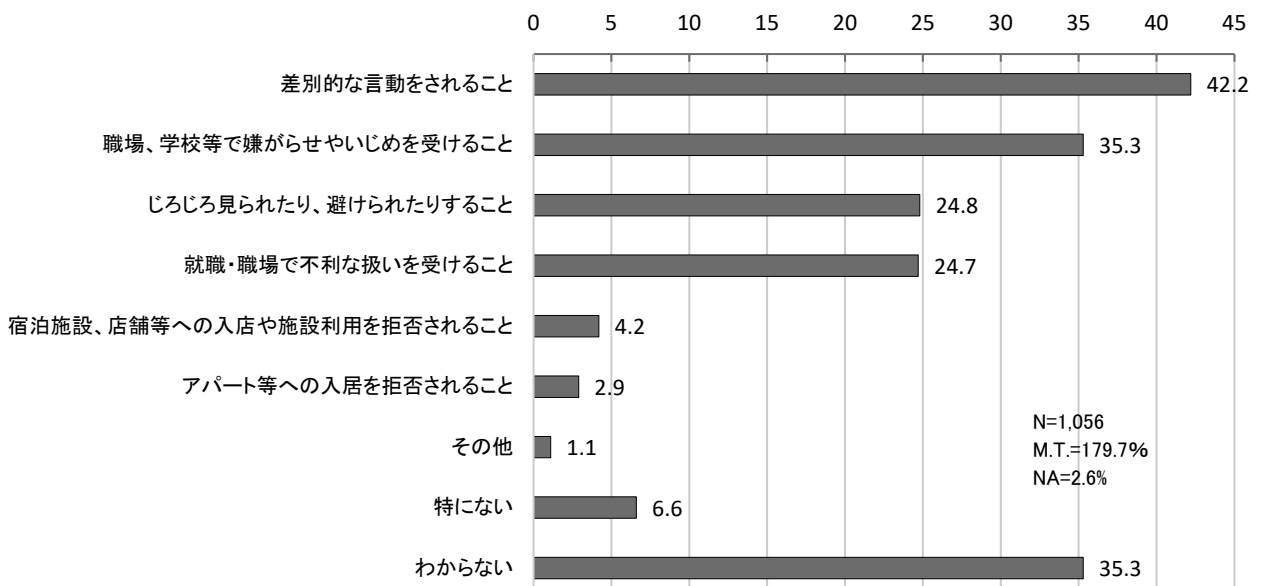
○「人権に関する県民意識調査」より

性的指向、性自認に関する人権問題として、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」という回答がともに上位となっています。

図表14 性的指向に関する人権上の問題点 (%)



図表15 性自認に関する人権上の問題点 (%)



(13) その他

人権問題は、(1) から (12) までにおいて記述した問題にとどまりません。

職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報流出、一部マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、公権力による人権侵害、ホームレスへの偏見や差別、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題なども大きな社会問題となっています。

個人情報に関しては、2003(平成15)年5月に「個人情報の保護に関する法律」が制定され、基本理念として、「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない」ことを明らかにするとともに、個人情報取扱事業者の義務等が規定されています。また、本県では、2003(平成15)年3月に「富山県個人情報保護条例」を制定し、県の機関等が保有する個人情報の保護を図っています。

ホームレスに関しては、2002(平成14)年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の限時法として制定され、2003(平成15)年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。これを受けて、各地方公共団体においては、ホームレスの人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。

ひきこもりに関しては、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取組を行ってきましたが、本県では、2012(平成24)年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」を設置しています。また、今後は、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、さらなる支援の充実に努めます。

また、自殺問題については、2016(平成28)年4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について規定されています。

さらに、北朝鮮当局による拉致問題については、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、この問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

本県では、毎年「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から16日までの間)に、国や、北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する富山県議会議員連盟、北朝鮮に拉致された日本人を救うための富山県民会議と共催で講演会等を開催し、啓発活動に努めています。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

人権啓発は、県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえることが重要であり、また、対象者の理解度に合わせた適切な内容で行うことが肝要です。その際には、具体的な事例を挙げて啓発を行うことが効果的ですが、同時に人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮する必要があります。

人権教育及び人権啓発は、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

特に人権に関わりの深い職業に従事する者にあつては、常に人権意識をもって職務に臨むことが求められることから、人権研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

1 学校における人権教育

【現状と課題】

学校教育は、人権尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。

本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。

このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。

また、研究指定校による実践的な取組も行っており、その研究成果を教員向けの指導資料「人権教育指導のために」の県内事例として掲載し、他校への普及を図り、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めています。

さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組、高齢者や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。

しかしながら、いじめの問題や児童生徒が加害者となる事件などに見られるように、少子化による影響や生活体験、社会体験等の不足などから、人権が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。

これに対して、2001(平成13)年7月に学校教育法が改正され、各学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされ、人権教育の観点からも家庭や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の推進が図られています。

また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、幼児教育を充実し、小学校以降の連続的な心の発達につなげていくことが大切です。

【施策の方向】

文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設けて、2008(平成20)年3月にとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)を各学校において活用し、その趣旨が浸透するよう啓発に努めます。

そして、児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立って、教科や「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。

① いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり

教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権が尊重される学級経営、生徒指導に努めます。そして、児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめや暴力、障害のある人や外国人に対する偏見や差別、同和問題などあらゆる偏見や差別に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。

② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動をすることの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動や心のバリアフリーの教育を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

③ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

「協力的な学習」や「参加的な学習」を取り入れ、児童生徒が「自分で感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解や人権感覚を育てます。

④ 心に響く体験的な活動の充実

児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。

例えば、幼稚園、認定こども園（保育所）においては、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。

また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害のある人等との交流など、心に響く体験の機会の充実に努め、豊かな心を育てます。

⑤ 国際理解・国際協力に関する教育の推進

帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国語指導助手（ALT）や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育てます。

（2）幼（保）・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進

心の発達の連続性を図り、幼稚園、認定こども園（保育所）、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、発達の段階や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、特別支援学校とも連携して人権を尊重する心と態度を育てます。

特に幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることを踏まえ、幼（保）・小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

（3）学校としての取組の点検・評価

校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目的設定、指導計画の作成や教材の選定、開発などに努めます。そして、指導計画や取組について、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、その見直しや改善に努めます。

(4) 家庭・地域との連携による人権教育の推進

人権教育の効果を高めるために、家庭・地域・学校が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校の取組を保護者等に公表するなど、「開かれた学校づくり」を進め、家庭・地域との連携を推進します。

(5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実

① 悩みを受け入れる相談体制の充実

スクールカウンセラー（臨床心理士や精神科医等）やスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員の配置など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。

② 教職員に対する研修等の充実

人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組などにより、人権教育の一層の充実に努めます。

また、研修会等においては、具体的な事例による研修や体験を伴う研修を進め、教職員自身の人権感覚を磨くとともに、人権侵害を生み出す背景や問題解決のための対策を明らかにし、偏見や差別をなくするための指導に生かすよう努めます。

(6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進

大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにすることが必要です。

このため、人権教育の取組が継続して行われ、さらに充実することをめざし、県内の大学等高等教育機関に対しては、関係科目の新設・継続や講座の開設などを要望していきます。

2 地域や家庭における人権教育

【現状と課題】

社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。

1992(平成4)年7月の生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」においては、社会の急激な変化に対応し、心豊かな人間の形成に資するため、人々が学習する必要のある現代的課題の一つとして人権が取り上げられており、生涯学習の中で学習機会を充実すべきことが提言されています。また、

1999(平成11)年7月の人権擁護推進審議会答申(4頁参照)においても、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要であるとされています。

本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権教育・啓発VTR等の貸し出しを行い、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、地域における学習機会の提供に取り組んでいます。

また、社会教育の指導者である社会教育主事※32や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。

人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。そこで、具体的な学習指導においては、体験活動や身近な問題を取り上げることなどにより、自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組むことや、学習意欲を高める手法を創意工夫していくことが課題となっています。

また、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通して子どもに悪影響を与える場合が少なくないとの指摘があり、何よりも親自身が偏見を持たず差別しないことを日常生活の中で身をもって子どもに示していくことが強く求められています。

さらに、近年、少子化、核家族化などの影響で、子育てに不安感や孤立感を抱く親が少なくない状況にあり、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、地域においても、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少し、人間関係が希薄化することに伴う地域の教育力の低下が指摘されています。

こうしたことから、本県では、社会に学ぶ『14歳の挑戦』※33等の体験活動の機会を活用して地域の力を結集し、社会全体で子育てに取り組む気運の醸成を図っています。

加えて、親が自ら自分の役割と子どもとのかかわり方について学ぶ「親学び講座」※34の実施など、家庭教育への支援事業、就学時健診の際などにおける家庭教育講座や子育て等に関する相談体制の整備、親子のふれあいを深める自然体験活動の場の提供など多様な家庭教育への支援を図るとともに、地域づくりに参画する意識をはぐくむ青少年のボランティア活動等の推進に取り組んでいます。

【施策の方向】

地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。

① 地域における学習機会等の充実

公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の学級・講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や、子どもと高齢者の異世代間交流の促進など、地域住民等の参画により、多様なふれあい・交流の機会の充実に努めるとともに、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。

② 家庭教育への支援の充実

人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備、親子のふれあいを深める体験活動機会の増加など、良好な親子関係を築くための支援の充実に努めます。

③ 社会教育関係者に対する研修等の充実

社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成と資質の向上を図るとともに、人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実に努めます。

④ 関係機関の連携の強化

地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、法務局等の人権擁護機関などの連携の強化に努めます。

3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、教育関係職員や医療・保健・福祉関係者、公権力の行使にあたる公務員など人権に関わりの深い職業に従事する者は、常に高い人権意識をもって職務に臨むことが求められます。

そこで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実に努めます。

(1) 教育関係職員

教職員は、学校の教育活動を通じて、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。

また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。

このため、これら教育関係職員が、指導資料等の配付や具体的な事例による研修の受講等を通じて、人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権教育の主たる担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう、指導資料や研修内容の一層の充実に努めます。

(2) 医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、日々患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

このため、県の医療関係職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実に努めます。

また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請します。

(3) 保健・福祉関係者

子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会が多いケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー※35、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など人権に対する深い理解と認識が求められています。

このため、県の保健・福祉関係職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、市町村や関係団体等の研修の充実に対し支援します。

また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実に努めるよう要請します。

(4) 消防職員

消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。

このため、消防職員の人権への理解と擁護意識を高めるよう、消防学校の初任教育及び幹部教育における人権教育を充実します。

また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。

(5) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持など人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身につけ、人権を尊重した職務執行を徹底することが求められています。

このため、職務倫理教養及び適切な市民応接を推進するとともに、被害者、被疑者、被留置者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた教育研修を充実します。

(6) 県・市町村の職員

県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。

このため、県職員に対しては、上記に加え、啓発資料の配付のほか、より高い人権意識の醸成を図るため、講義形式による研修に加えて体験型の研修を採り入れるなど、研修内容の充実に努めます。

また、市町村に対しては、人権に関する研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。

(7) マスメディア関係者

情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の価値判断や意識の形成に大きな影響力をもっています。

また、マスメディアは、様々な人権に関わる報道により、県民の人権意識の高揚に大きな役割を果たす一方、事件の報道に関して個人の生活に関わる中で、時には個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害する危険性も有しています。

このため、マスメディア関係者には、今後とも正確な情報を提供するという公共的使命を果たすと同時に、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組づくり、人権研修への積極的な取組を期待します。

また、県が推進する人権教育・啓発の取組への積極的な協力を要望します。

4 企業に対する人権啓発

【現状と課題】

本県においては、企業の社会的責任の重大さに鑑み、企業に対して公正な採用選考についての要請を行うとともに、労働広報誌による情報提供等を行っています。

また、職場におけるハラスメント対策については、事業主に対してセクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられていることに加え、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、2017(平成29年)年1月1日からは、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、同様に措置を講じることが義務付けられました。さらに、2019(令和元)年には「労働施策総合推進法」が改正され、パワー・ハラスメント※36 についても対策が法制化されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正により、セクシャル・ハラスメント等に関して相談した労働者に対する不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメントの防止対策が強化されています。

県、富山労働局では、相談窓口を開設し職場におけるハラスメントに関する県民からの相談等に対応しています。

また、国の人権啓発に関する委託事業をうけて、本県では、中小企業者等に対する人権啓発事業（講演会の開催）を実施しています。

一方、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて自主的な人権啓発活動が行われています。具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への参加などの方法により行われています。

しかし、研修が単に人権侵害の事例紹介など知識の習得に止まっていたり、人権侵害（過重労働、パワー・ハラスメント等）に遭いながら受忍しているなど、従業員一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

【施策の方向】

公正な採用選考の推進や職場におけるハラスメントの防止に向けた取組の働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。

① 公正な採用選考の推進

就職の機会が均等に確保されるようにするため、企業に対して公正な採用選考について働きかけるとともに、特に採用選考の中で重要な比重を占めている面接において受験者の人権を侵害することのないよう啓発に努めます。

② ハラスメント防止等についての啓発活動の充実

広報・啓発活動を通じて、ハラスメントの防止など職場環境の整備を働きかけ、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の適正な運用の普及促進に努めます。

③ 企業に対する研修情報の提供

人権に関する企業内研修の質的な内容の充実が図られるよう、企業に対し人権に関する情報の提供に努めます。

5 県民一般に対する人権啓発

【現状と課題】

県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布など様々な啓発活動を行っています。

国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、国内の人権関係諸機関及び諸団体の協力の下に広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける大規模な啓発活動を展開しており、本県においてもこの「人権週間」の前に人権に関する諸企画を集中的・一体的に実施する「ヒューマンコミュニケーションフェスタ」を県内関係機関・団体と協力して開催するなどの啓発活動を行っています。

このようなイベントの開催は、人権啓発の大きな機会として大変有意義なものですが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないとの指摘があり、これに対して、マスメディアや民間のアイデア・ノウハウを積極的に活用することにより、より効果的な人権啓発ができるとの指摘があります。

また、啓発の効果が知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

【施策の方向】

県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが大切です。

そして、県民の理解や共感を得るためには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せて、具体的な人権課題に即し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努めることが必要です。

また、県民が人権に関する知識・情報を受け取るだけの受身型の啓発には、人権感覚を体得するという観点からは限界があることから、県民自身が主体的・能動的に参加できるような啓発手法の併用が考えられます。

これらのことを踏まえて次の施策を推進し、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。

① 講演会や啓発資料の充実

人権啓発講演会や啓発資料の充実などにより、啓発活動を積極的に推進します。

② マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発

より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、マスメディアや民間アイデアの積極的な活用を図ります。

③ 参加型・体験型啓発活動の推進

人権啓発イベントの中にワークショップや車椅子体験、関係者とのふれあい交流の機会を設けるなど、参加型・体験型の啓発活動を積極的に推進します。

④ 地方法務局や市町村等との連携強化

人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方法務局と富山県人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※37 において、今後とも密接な連携を図っていきます。

第4章 重要課題への対応

女性、子ども、高齢者、障害のある人、H I V感染者等、ハンセン病患者・回復者等、犯罪被害者等、同和問題、アイヌの人々、外国人、刑を終えて出所した人等、インターネットによる人権侵害など、人権が侵害されているか、もしくは人権保障が十分でない人々に対して、それぞれの固有の問題点について十分留意しつつ、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からきめ細かく対応し、問題の解決を図っていくことが極めて重要です。

1 女性

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の実現をめざし、男女共同参画の環境づくり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備などを推進します。

(1) 男女共同参画の環境づくり

意思決定の場への女性の参画を進める環境づくりを行うなど、男女が性別にかかわらずあらゆる分野における活動に対等に参画できる機会を確保し、個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画計画を着実に推進します。

(2) 男女共同参画の意識づくり

県民共生センターの各種講座や研修等の充実を図るとともに、男女共同参画推進員※38 による地域における意識啓発活動の推進や中学生向け男女共同参画副読本の配布等により、男女平等意識の確立に努めます。

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化

「とやまパープルリボンキャンペーン」の実施、啓発資料の作成・配付などによるDVの理解と防止に向けた取組や若年層への教育・啓発を行い、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進します。また、被害者が自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない支援体制の強化を図ります。

このほか、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまにおける電話相談・面接相談、同行支援などの取組を着実に推進します。

(4) チャレンジ支援機能の充実

「再就職」、「起業」、「NPO」等、様々な分野への女性のチャレンジを支援するため、県民共生センターのチャレンジ支援機能の充実に取り組みます。

また、農林水産業や商工業等の分野における女性の参画促進を図ります。

(5) 職場における男女の平等の確保と就業環境の整備

企業に対し、男女共同参画チーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）

※39 の設置を働きかけ、職場内における男女共同参画の推進や女性管理職の登用促進を促すとともに、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」の策定・届出の普及啓発や事業所内保育所の設置支援など、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備促進に努めます。

2 子ども

子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する一人の人間として尊重される社会の実現をめざし、子どもの発達に段階に応じた心の教育の充実、子どもの権利に関する啓発活動の推進、関係機関の緊密な連携による児童虐待防止対策の充実、学校や家庭、地域における子どもや保護者の悩み等に対応できる相談体制の充実などを図ります。

(1) 子どもの発達に段階に応じた心の教育の充実

子どもの発達に段階に応じて、教育活動全体を通じたいじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり、絵本や副読本などを活用した人権感覚の育成や互いに尊重し助け合う心と態度の育成、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫、自然や命とふれあう体験学習や活動の工夫・拡充など、心の教育の充実に努めます。

また、中学生や高校生が乳幼児とのふれあい等を通して子どもや家庭の大切さを理解する講座を開催するなど、命の継承の大切さや子どもを生き育てること、家庭を築くことの意義などについて理解できるよう、教育、啓発に努めます。

(2) 子どもの権利に関する啓発活動の推進

子どもに影響がある事柄に関して子どもの意見を尊重したり、子どもの参加を促進するとともに、子ども自身が自らの権利を主張できる場や仕組みをつくることを目指します。

また、子どもの権利条約を収録した冊子を子どもの入学時等に配布するなど、子ども自身や親を含めた社会一般に対し、子どもの権利に関する啓発活動を進めます。

(3) 児童虐待防止対策の充実

市町村及び要保護児童対策地域協議会※40 の取組を支援し、関係機関・団体、住民などが連携協力し、地域ぐるみでの児童虐待の予防、早期発見・早期対応、被虐待児の自立支援に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

また、児童相談所で24時間365日いつでも相談に応じるほか、児童福祉司や児童心理司等の増員や資質の向上により、相談体制の強化を図ります。

(4) いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実

子どもやその親が、いじめや不登校など学校での不安や悩みなどを気軽に相談してストレスを和らげるとともに、不登校の子どもが学校に復帰しやすい環境を整えることができるよう、各学校にスクールカウンセラーやカウンセリング指導員等の効果的な配置を進め、県・市町村の教育機関や保健・医療関係の専門家等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

(5) 家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実

家庭教育かわら版の発行や家庭教育支援総合推進事業を通じて、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、親の意識啓発などに努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者のために、電話相談やカウンセリング、電子メールなどによる相談体制を充実します。

(6) 地域住民による子育て支援の促進

地域ぐるみで子どもを育てていくという視点から、地域における子どもの活動拠点の整備・活用を促進するほか、子どもの居場所づくりや遊び・学びの体験活動の取組を推進します。

また、地域の子育て人材の情報提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センターやつどいの広場の設置を促進します。

(7) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動や子どもの健全育成の推進

子どもを事故や犯罪の被害から守るため、学校安全パトロール隊やスクールガードリーダーなど、ボランティアやNPO等の活動の充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、子どもを安心して育てられるようにするため、住民が主体となった県民総ぐるみの健全育成活動、インターネット上の有害情報にも対応した有害環境浄化活動などの取組を推進します。

3 高齢者

高齢者の自立と尊厳を保持し、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らせる社会の構築をめざし、高齢者の人権や福祉に対する意識啓発、高齢者虐待の防止と権利擁護、生きがい対策の充実と社会参加の促進、高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充などに努めます。

(1) 高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進

子どもの頃から、高齢者に対する偏見を取り除き、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、正しい理解と相手を思いやる心を育むため、学校の教育活動の中で高齢者福祉施設等との交流学习を進め、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会づくりやボランティア活動への参加を推進するほか、敬老の日、老人週間等の行事を通じて、県民一人ひとりに高齢者の人権や福祉について関心と理解が深まるよう取り組みます。

また、県民の認知症に関する正しい知識の普及と理解を促進し、高齢者の尊厳の保持に努めます。

(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備

近年の高齢者虐待に対する深刻な状況や高齢者虐待防止・養護者支援法の施行を踏まえ、虐待の防止や早期発見・早期支援のための広報・啓発活動、高齢者虐待に対応する職員の資質向上などに取り組みます。

また、認知症高齢者が増加することなどを踏まえ、市町村が設置する地域包括支援センター※41 における高齢者及びその家族への総合相談支援や成年後見制度※42 の利用支援、高齢者虐待防止ネットワーク※43 の構築などの各種相談・権利擁護体制の整備を推進します。

(3) 地域における介護サービスの充実

高齢者の自立した生活を支えることができるよう、地域に密着した在宅サービスを中心に、多様な介護サービスの充実を図ります。例えば、年齢や障害の有無に関わらず支援が必要な人をケアする富山型デイサービス※44 の促進や認知症高齢者グループホーム※45 などの地域密着型サービスの計画的整備により、子どもたち等との異世代交流や住み慣れた地域でのきめ細やかなケアを推進します。

(4) 生きがい対策の充実と社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、教養・文化・スポーツ・趣味活動等の充実や社会貢献活動等を推進し、高齢者の自主的な仲間づくりや介護予防活動、老人クラブが行うボランティア活動等を支援します。

(5) 高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充

意欲のある高齢者が、その豊富な知識や経験等を生かし、地域社会を支える重要な担い手として貢献できるよう、一芸に秀でた高齢者を指導者として養成・登録するシニアタレント活動事業やシルバー人材センターによる就業機会の確保提供など、ボランティア活動や就業の場の提供に努めます。

(6) 福祉のまちづくりの計画的推進

富山県民福祉条例等に基づき、県や市町村の行政だけでなく、県民みんなが参加し連携して福祉に取り組む体制を整備し、県、市町村、事業者、県民が一体となって、高齢者、障害のある人、児童等すべての人々が暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に進めます。

障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害のある人や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護ニーズにも対応した多様な居住環境の整備を推進します。

また、すべての人に利用しやすいデザインをめざすユニバーサルデザイン※46 の考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

さらに、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

4 障害のある人

年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築をめざし、障害や障害のある人に対する理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、コミュニケーション支援体制の確立、住みよい生活環境の整備、雇用・就労の促進、社会参加活動の推進などを図ります。

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

県の広報紙やホームページ等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進するとともに、「障害者週間（12月3日から9日）」を中心と

して、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。

また、障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心と態度を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。

中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。また、「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や児童・生徒の地域でのボランティア活動の推進、介護体験などにより、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。

さらに、市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

民間企業、団体、行政機関の職員等に対する「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等に関する研修を実施するとともに、広域専門相談員及び地域相談員を設置し障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努め、障害者理解の促進と障害のある人への配慮の徹底を図ります。

また、障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行うとともに、「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。

障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。

さらに、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。

(3) コミュニケーション支援体制の確立

必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータの推進に努めます。

また、障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。

(4) 住みよい生活環境の整備

富山県民福祉条例等に基づき、市町村、事業者、県民と連携し、住民参加によるまちづくりや、高齢者や障害のある人など、誰もが気軽に出かけることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害のある人や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。

また、障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備や、公営住宅における障害者の優先入居の推進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。

さらに、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

(5) 雇用・就労の促進

2018(平成30)年4月から障害者雇用率制度による法定雇用率が引き上げられたことから、障害のある人の就労についても福祉的就労から一般就労への移行を推進し、職場における多様性(ダイバーシティ)を高めていくことが求められています。

そのため、障害のある人自身の自立に向けた職業能力開発を支援していくとともに、事業主や一般社会への障害者雇用・就労に対する理解を深めるため、富山労働局と連携し、一般就労に向けたセミナーや説明会を開催するほか、障害のある人の雇用促進に資する各種支援施策の一体的な周知等を行います。

また、障害者雇用における優良企業の事例を紹介する講座を開催するなど法定雇用率達成に向けての周知・啓発を行うほか、県内4か所に設置した障害者就業・生活支援センターを通じての短期の職場実習等を行う障害者チャレンジトレーニング事業を実施するなど、障害者雇用の促進を図ります。

(6) 社会参加活動の推進

障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

また、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図ります。

5 感染症患者等

感染症患者等に対する差別や偏見の解消を図るため、県民に対し、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等に対する相談体制の充実に努めます。

また、新たな感染症患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供を図るとともに、必要に応じて相談窓口等の設置に努めます。

(1) HIV感染者等

県民に対してHIV感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、HIV感染者等に対する相談支援体制の充実に努めます。

ア HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発

世界エイズデー（12月1日）におけるエイズ予防キャンペーンの実施、パンフレットの作成・配布、各種講演会の開催などにより、地域、職場、学校などと連携を図り、HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別の解消に努めます。

イ 相談支援体制の充実

厚生センター等窓口での相談や検査が受けやすい体制を充実するとともに、HIV感染者等に対する心理的な支援を行うため、相談窓口の充実に努めます。

(2) ハンセン病患者・回復者等

県は、ハンセン病患者・回復者に対して法律や国の政策に基づいて対処してきたところですが、患者の隔離政策が人権に対する大きな制限、制約となったこと、患者のみならずその家族に対しても一般社会に極めて厳しい偏見や差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、過去の反省の上に立って、患者・回復者の自立支援に努めるとともに、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めます。

ア 患者・回復者の自立支援

- ① 療養所入所者から社会復帰が困難な要因や条件を聴取し、対策を協議するなど、社会復帰の促進に努めます。

また、ふるさと交流事業を行うほか、地元新聞を送付して地元の情報を提供したり、郷土品などの送付事業を行います。

- ② 社会復帰された人々の生活支援や相談体制を整備し、安心して生活できる社会づくりに努めます。

イ ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発

- ① 人権啓発講演会などの場を活用し、積極的に普及啓発を行います。また、学校関係者の研修会等においても啓発に努めます。
- ② 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」※47 にあわせて、ポスターやパンフレットを配布するほか、ホームページによる啓発を行います。
- ③ 一般参加のイベントなどでパンフレットを配布するなど、多方面への啓発に努めます。

6 犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会の実現をめざし、犯罪被害者等基本法を踏まえて、国、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携協力しながら、犯罪被害者等の視点に立った施策を推進します。

(1) 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、プライバシーの尊重や生活の平穏への配慮、各種支援の必要性など犯罪被害者等の人権についての県民の理解を深めるとともに、犯罪被害を潜在化させることなく犯罪被害者等が安心して援助を求められる環境を整えるため、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発に努めます。

(2) 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実

相談員の適正配置や相談窓口のネットワーク化を図るなど、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の広報に努め、犯罪被害者等への情報提供を積極的に行います。

また、犯罪被害者等が直面している様々な問題や犯罪被害者等の様々な要望にきめ細かく対応するため、富山県犯罪被害者等支援協議会を中心とした官民協働

による総合的かつ継続的な支援体制の充実に努め、地域ぐるみの支援体制や市民による支援組織が拡充されるよう支援します。

(3) 性暴力被害者等への相談・支援体制の充実

性暴力被害は、被害が潜在化する事例が多く、周囲の偏見・誤解等の二次的な被害を受ける事例も少なくありません。

このため、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化の防止を図ることは重要であり、性暴力被害ワンストップ支援センターの相談・支援体制の一層の充実に努めます。

7 同和問題（部落差別）

地域改善対策協議会意見具申（1996(平成8)年5月）や部落差別の解消の推進に関する法律（2016(平成28)年12月）の趣旨を尊重し、同和問題に固有の経緯等を十分認識しつつ、県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、人権教育や効果的な啓発活動の推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

学校教育においては、副読本などを活用しながら人権の大切さを学ぶ中で、同和問題に関する正しい認識と理解を進め、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てる人権教育を推進します。

また、社会教育においては、人権に関する講演会や研修等の機会を通じて、同和問題に対する理解を深めるとともに差別意識の解消に努めます。

特に公務員は、基本的人権を尊重し、同和問題に対する認識と理解を一層深め、自らの課題としてその解決に取り組んでいく役割を担っていることから、同和問題を重要な研修課題として位置づけ、研修内容の充実に努めます。

(2) 効果的な啓発活動の推進

人権講演会など人権啓発イベントの開催やマスメディアの活用、啓発資料の配布などを通じて、より効果的な啓発活動の推進に努めます。

人権侵犯事件が発生した場合には、地方法務局をはじめ関係機関との連携を密にして、事案の解決に協力するとともに、こうした機会をとらえて、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発に努めます。

また、差別意識の解消に向けた啓発や教育の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を助長する「えせ同和行為」の排除に向けて、地方法務局など関係機関と連携し、一層の啓発に努めます。

8 アイヌの人々

アイヌ施策推進法等の趣旨を踏まえ、国等と連携し、アイヌの人々が長い歴史の中で民族として独自の伝統や文化を培い、その保存伝承に努めていることについて、県民が正しく理解し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、アイヌの伝統等に関する知識の普及や理解が深まるよう啓発に努めます。

9 外国人

国際化の進展及び国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人訪問者や在住外国人が増加することが見込まれます。このような中、外国人に対する差別意識や偏見を解消し、諸外国の文化や多様性を受け入れ、日本人も外国人も共に暮らしやすい地域づくりなど、多文化共生の取組を積極的に推進します。

(1) 相互理解を深めるための啓発活動等の推進

- ① 日本人住民と外国人住民がともに、お互いの生活習慣や文化の違いを理解できるよう、多文化共生についての意識啓発等に努めます。
- ② 地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進に努めます。
- ③ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く地域住民を含む県民への共生の理念の普及啓発に努めます。
- ④ 外国人労働者への不当な差別を防止するため、入国管理局や労働局などの各関係機関との情報共有体制の充実を図り、雇用主への啓発に努めます。

(2) 外国人も暮らしやすい地域づくり

- ① 外国人が日本で生活するうえで必要な行政情報や生活情報の多言語化を進めるとともに、SNS等の活用など新たな情報発信に努めます。
- ② 外国人の在留手続、雇用、子育てなど様々な悩みに多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実を図ります。
- ③ 外国人相談員の派遣など外国人のニーズに合わせた日本語教育の充実や県内の日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人の日本語学習を支援します。

- ④ 外国人相談員の派遣などにより外国人保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます。

(3) 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり

- ① (公財)とやま国際センターを中心に、ボランティア、民間交流団体など外国人の活動を支援する人材・団体の育成とネットワークづくりを推進し、在住外国人のネットワーク化や主体的な地域交流活動、地域参加を支援します。
- ② 国、県、市町村等の関係機関の連絡調整を円滑に行うため、(公財)とやま国際センターを中心に関係機関の連携を強化するとともに、外国人関係施策への在住外国人の意見の反映に努めます。
- ③ 市町村の多文化共生担当課を対象とした会議を定期的で開催し、連携を強化するとともに、情報共有・意見交換により、外国人関係施策の充実を図ります。

10 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、本人の強い意志や家族、地域、職場、学校など周囲の人たちの理解と協力はもとより、社会全体でその立ち直りを支えることが不可欠です。

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて県民の意識啓発に取り組めます。

また、刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援を実施します。

11 インターネットによる人権侵害

インターネット利用者をはじめ広く県民に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらえるよう啓発に努めるとともに、プロバイダ責任制限法等の趣旨を踏まえ、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除など適切な対応を促します。

また、インターネット上の誤った情報、偏った情報をめぐる問題や情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。

12 性的指向、性自認

(1) 性的指向、性自認など性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれている人たちに対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、このような人たちが直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるため、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布、県の広報紙やホームページ等の活用等により、広く県民への啓発に努めます。

(2) 学校における相談、支援体制の充実

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒の支援は、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めるよう努めます。

また、教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身のそうした状態を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めるよう努めます。さらに、学校において、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への支援を医療機関等と連携して行うとともに、性同一性障害や性的指向・性自認に係る人々に対する差別や偏見をなくすよう努めます。

(3) 企業への啓発

性的指向や性自認にかかわらず、職場において行われる性的な言動により、労働者とその労働条件につき不利益を受けることや、労働者の就業環境が害されることは許されません。性的指向や性自認は全ての人に関係する概念であり、そのあり方は人によって様々であることから、職場においても性的指向や性自認への理解を深め、差別的言動や嫌がらせが起こらないようにすることが重要です。そのため県の広報紙やホームページ等各種媒体を通じて、職場での偏見・嫌がらせの防止、相談窓口の案内など、労働者の働きやすい職場の実現に向けて企業への啓発に努めます。

13 その他

以上のほか、職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報流出、ホームレスへの偏見や差別、ひきこもり、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題など人権に関する様々な問題が存在しています。

これらの問題について、県民一人ひとりが正しい認識と理解を深めるよう啓発に努め、人権尊重意識の高揚を図るとともに、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、ホームレスについては、実情に応じて関係機関と連携を図りながら自立を支援します。

第5章 計画の推進

1 基本計画の推進体制

人権教育を広く県民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、この計画の趣旨等について様々な機会をとらえて周知を図っていく必要があります。

この計画を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議」※48 を設けて、この連絡会議を中心に全庁的な取組を進めます。

2 国・市町村等との連携

この計画を総合的かつ効果的に推進していくためには、国、県、市町村、企業、団体等がそれぞれの役割に応じ、横断的かつ相互に連携協力することが重要です。

このため、国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組を進めます。

また、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発をより一層推進するため、県及び市町村で構成する「富山県人権教育・啓発行政連絡協議会」※49 において、人権教育・啓発のための施策の推進を働きかけるなど助言や情報提供を行い、市町村の取組を積極的に支援します。

さらに、企業、団体等の自主的な取組に対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

3 基本計画の見直し

人権行政は、長期的な視点で持続的に進める必要があるため、継続的に施策の点検を進めながら、社会情勢等の変化に合わせて、この計画を見直していく必要があります。

このため、人権に関する県民意識調査を実施するなど、この計画の推進状況について逐次必要な点検を行うとともに、人権を取り巻く国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

〔用語解説、参考統計資料〕

※1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）（1頁）

1966(昭和41)年12月、国連総会において採択された条約です。世界人権宣言を具体的に条約化したもので、国際人権規約といわれています。

A規約では、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などが、B規約では、思想・言論・集会・結社の自由、身体の自由と安全、移動の自由、差別の禁止、法の下での平等などが規定されており、我が国は、1979(昭和54)年6月に批准しています。

※2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1頁）

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965(昭和40)年の第20回国連総会において採択され、1969(昭和44)年に発効。我が国は1995(平成7)年に加入しました。

※3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（2頁）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979(昭和54)年の第34回国連総会において採択され、1981(昭和56)年に発効しました。我が国は、1985(昭和60)年に批准しました。

※4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（2頁）

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権が児童についても保障されるべきことを定めた条約です。1989(平成元)年の第44回国連総会において採択され、1990(平成2)年に発効しました。我が国は1994(平成6)年に批准しました。

※5 ウィーンで開催された国連世界人権会議（2頁）

1993(平成5)年、世界人権宣言採択45周年を機会にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてオーストリアの首都ウィーンで開催された国際会議です。この会議において、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性が強調されています。(ウィーン宣言)

※6 地域改善対策協議会（4頁）

同和行政について政府に対し意見を具申するために、1982(昭和57)年に設置された総務庁(当時)の附属機関です。1996(平成8)年5月に、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行っています。1997(平成9)年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行されたことに伴い、この協議会は廃止されました。

※7 人権の世紀（5頁）

1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会意見具申に、「今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在しない」、「人権のないところに平和は存在しない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。」と、趣旨が説明されています。

※8 男女共同参画社会（13頁）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

※9 セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment、略して「セクハラ」) (13頁)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、そのことへの対応によって仕事をするうえで不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることとされています。

※10 DV (ドメスティック・バイオレンス、Domestic Violenceの略) (13頁)

DVとは、一般的に夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力をいいます。DVには、身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げつけるなど)のほか、精神的暴力(どなる、無視する、行動を束縛するなど)、経済的暴力(生活費を渡さない、働くことを妨害するなど)、性的暴力(見たくないポルノ雑誌を見せる、中絶を強要するなど)などさまざまな形の暴力がみられます。

※11 「夫は仕事、妻は家庭」という考え方 (14頁)

平成27年10月～11月に県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、

全 体	賛成	25.7%	反対	58.6%
男女別内訳	男性の賛成	28.1%	反対	55.1%
	女性の賛成	23.4%	反対	61.9%

ちなみにこの意識調査を始めた平成2年には、

全 体	賛成	55.9%	反対	20.2%
男女別内訳	男性の賛成	67.9%	反対	15.7%
	女性の賛成	50.4%	反対	22.2%

※12 本県の女性の就業率 (14頁)

15歳～64歳女性人口に占める女性就業者数の割合 (平成27年国勢調査)

富山県	72.0%	全国	64.9%
-----	-------	----	-------

※13 女性の管理職への登用率（14頁）

管理的職業従事者に占める女性の割合（平成27年国勢調査）

富山県 7.6%、全国平均 9.7%

本県の数値が全国平均に比べて低い要因として、本県の産業構造の特徴でもある製造業のウエイトが高いことなどが考えられます。

（参考）

県職員における課長級以上の管理職全体に占める女性の割合（平成31年4月）

富山県 14.3%、全国平均 10.7%

小学校の校長に占める女性の割合（平成30年5月）

富山県 26.5%、全国平均 19.6%

※14 賃金面での男女格差（14頁）

決まって支給する現金給与額（平成30年賃金構造基本統計調査）

富山県 男性 307.6千円、女性 231.8千円

全国 男性 337.6千円、女性 247.5千円

※15 男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況（14頁）

富山県の男女別の正規・非正規職員の割合（平成29年就業構造基本調査）

男性 正規職員 80.9%、非正規職員 19.1%

女性 正規職員 51.5%、非正規職員 48.5%

※16 デートDV（15頁）

DV（※10 参照）のうち、恋人同士など親密な関係にある若者間での暴力をデートDVと呼んでいます。

デートDVは、若者が、親世代やテレビドラマ、ゲームなどの男女のあり方から、知らず知らずのうちに女性を見下した見方・考え方を学んでしまい、相手を思い通りに動かしたり相手の人格や意見を尊重しないで自分の考えや価値観を押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあって起こるといわれています。

※17 被害が顕在化（15頁）

県民共生センター及び女性相談センターにおける暴力問題に関する相談件数

平成13年度 803件、平成29年度 3,409件、平成30年度3,092件

※18 JKビジネス問題 (15頁)

児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものです。

※19 核家族化や少子化、共働き家庭の増加 (16 頁)

富山県の核家族世帯の割合 (国勢調査)

平成7年 51.0% ⇒ 平成17年 53.4% ⇒ 平成27年 55.2%

富山県の出生率 (人口1000人当たり) (国勢調査)

平成7年 9.0人 ⇒ 平成17年 8.1人 ⇒ 平成27年 7.2%

富山県の共働率 (国勢調査)

平成7年 53.4% ⇒ 平成17年 56.8% ⇒ 平成27年 55.9%

※20 児童虐待 (17頁)

富山県の児童相談所における「児童虐待」事案の処理件数

平成12年度 101件 ⇒ 平成30年度 848件

※21 富山県の高齢化 (19頁)

高齢化率 (総人口に占める65歳以上の人口の割合) (平成30年)

富山県 32.0%、全国 28.1%

※22 富山県内の介護を要する高齢者の割合 (19頁)

平成12年4月 9.9%、平成29年度 18.2%、令和7年度推計21.5%

※23 認知症 (19頁)

介護保険法では、認知症を「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義しています。

※24 富山県における年齢別の有効求人倍率 (19頁)

ハローワークで仕事を探している1人当たりの求人件数 (平成29年度)

24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳以上
2.03	2.01	1.85	1.58	1.56

※25 障害者雇用率制度（22頁）

この制度は、障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用する義務を事業主に課すものです。

〔障害者雇用率〕

- ・民間企業
 - 一般の民間企業 2.2%
 - 特殊法人等 2.5%
- ・国及び地方公共団体
 - 国、地方公共団体 2.5%
 - 教育委員会 2.4%

※26 後天性免疫不全症候群（A I D S）（24頁）

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）に感染し、数年～十数年を経て免疫が低下することによる日和見感染症などを発症した状態をいいます。

H I V感染症の主な感染経路は、①性的接触、②注射器の共用やウイルスの混入した血液製剤の注射、③母子感染 の三つに大別されます。入浴や食器の共用など、通常の日常生活で感染することはなく、また、性的接触の場合もコンドームの使用など注意事項を守ることにより、感染を防ぐことができます。

※27 ハンセン病（25頁）

らい菌によって起こる感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立されており、完治する病気です。しかし、発病した患者の外見上の特徴から、古くから特殊な病気として扱われ、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきました。

※28 えせ同和行為（29頁）

同和問題に対する誤った意識に乗じて、例えば、同和問題に関する知識が足りないことを理由に高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実として不当な利益を得ようとする行為です。

※29 同化政策 (30頁)

明治政府が北海道開拓を進める中、本州などからの移民を奨励するにあたり、アイヌ民族の伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労を制限、禁止し、農民として同化させようとしたほか、アイヌ語の使用や独自の風習を禁止しました。

※30 ガイドライン (34頁)

プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえ、通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が2002(平成14)年5月に策定されました。

本ガイドラインについては、プロバイダ責任制限法第3条等を踏まえ、特定電気通信による情報の流通により名誉を棄損され、またはプライバシーを侵害された者又はその代理人からの送信防止措置の要請に対して、プロバイダ等のおとるべき行動基準を明らかにすることを通して、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を可能とするための実務上の指針とされています。

併せて、2007(平成19)年2月には、プロバイダ責任制限法第4条を踏まえ、発信者情報開示請求の手続きや判断基準等を可能な範囲で明確化した「発信者情報開示関係ガイドライン」が策定されています。

※31 L G B T、様々な性のあり方 (36頁)

L G B Tとは、レズビアン (Lesbian (女性の同性愛者))、ゲイ (Gay (男性の同性愛者))、バイセクシャル (Bisexual (両性愛者))、トランスジェンダー (Transgender (身体と心の性が一致しないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人))の頭文字をとって組み合わせた表現です。

性のあり方は、このほかにも、アセクシャル (Asexual (男性・女性どちらにも恋愛感情や性的な欲求を持たない人))、エックスジェンダー (Xgender (心の性を男性・女性のいずれとは明確に認識していない人)) やクエスチョニング (Questioning (自身の性が決められない、分からない、または、決めない人)) など、色に例えると「グラデーション」のように様々な性のあり方が存在します。

また、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとったS O G Iという表現もあります。

「さまざまな調査から、人口の約5%はL G B T (L G B T以外のセクシャルマイノリティも含めれば約8%) であると推定されています。」(「みんなが自分らしく性の多様性を考える」((公財)人権教育推進センター))

※32 社会教育主事（43頁）

教育委員会事務局に配置される専門的職員です。社会教育行政の企画や実施にあたりとともに、社会教育に携わる人々に対し、専門的、技術的な助言と指導を行う者で、一定の資格が必要とされています。

※33 社会に学ぶ『14歳の挑戦』（43頁）

家庭や地域社会における日常生活において、自然や社会や人にかかわる体験が著しく減少し、汗することのさわやかさや人間関係等について学習する機会が少なくなっていることから、行動領域が広がり活動が活発になる中学2年生が、学校外で体験学習に取り組むことにより規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど成長期の課題を乗り越えるたくましい力を身につけることを狙いとして、平成11年度から富山県で実施している事業です。

この事業では、県内の中学2年生が事業所や福祉施設など実際の大人社会の中に一週間身を置き、その一員として活動し、その間のさまざまな体験を通して、働くことの喜びや苦しさ、認められたり感謝されたりすることの喜び等を味わうとともに、挨拶や言葉遣いの大切さ、社会生活におけるルールの必要性、学ぶことや生きることの意義等を感じとることが期待されています。

※34 親学び講座（43頁）

身近に起こりうる事例を取り上げた「親を学び伝える学習プログラム」を活用し、親の役割と子どもとのかかわり方について、グループワークを通じて学ぶ本県独自の講座

※35 ケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー（45頁）

○ケースワーカー

社会生活上の困難や問題を抱え、専門的なサービスを必要としている相談者に対して、社会福祉の立場から、その個別事情に即して具体的援助を与える専門家で、社会福祉事務所などに配置されています。

○ホームヘルパー（訪問介護員）

心身に障害のある方や高齢者など要介護者等の自宅を訪問して、身体介護（入浴・排泄・食事等の介護）や生活援助（日常生活上の世話）をする人のことで、介護福祉士の資格を取得するか、都道府県指定の養成研修機関等で実施している介護員養成研修を修了する必要があります。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスが総合的・効率的に提供されるよう支援するために、市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するなど、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有する者をいいます。

※36 パワー・ハラスメント（略して「パワハラ」）（47頁）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。セクシャル・ハラスメントと異なり、造語です。

具体例としては、リストラを目的の退職に追い込むためのハラスメント行為や心理的に追い詰められた上司によるハラスメント行為などが考えられます。

※37 人権啓発活動ネットワーク協議会（49頁）

人権啓発活動ネットワーク協議会は、都道府県単位（北海道は、法務局・地方法務局の管轄区域単位）で、法務局・地方法務局、都道府県人権擁護委員連合会及び都道府県等により構成され、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進することを目的として設置されています。

※38 男女共同参画推進員（50頁）

県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、県が各地域に男女共同参画推進員を配置しているもので、男女共同参画計画の普及啓発や男女共同参画に関する施策推進に協力するなどの役割を担っています。

※39 男女共同参画チーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）（51頁）

企業における女性の登用や働きやすい就業環境の整備などを進めるため、県が、企業の役員等に対しチーフ・オフィサー（Chief Gender Equality Officerの略）を委嘱しているものです。

※40 要保護児童対策地域協議会（52頁）

児童虐待は、養育上の悩み、家族の地域からの孤立、夫婦関係の不和、経済的な問題、家族の病気、親の生い立ちなど、様々な問題が複雑に絡み合っ発生します。そこで、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、きめ細やかな支援を行うため、県（児童相談所、厚生センター）、市町村（家庭児童相談窓口、保健センター）、医療機関、学校、警察、民生・児童委員など関係機関や地域が必要な情報や考え方を共有し、支援内容などを協議するために県や市町村が設置する組織で、児童福祉法に規定されています。

※41 地域包括支援センター（53頁）

高齢者が住み慣れた地域において尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう地域全体で支援する「地域包括ケア」の中核的役割を担うことを目的に、2006(平成18)年4月から市町村（介護保険者）を責任主体として設置された機関です。

このセンターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が配置され、①介護予防のマネジメント業務、②高齢者に対する総合的な相談・支援業務、③虐待の防止など権利擁護業務、④ケアマネジャーの支援業務を一体的に実施し、高齢者の介護予防の支援や自立した日常生活の継続を包括的・継続的に支援します。

※42 成年後見制度（53頁）

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度で、2000(平成12)年4月、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられました。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがあります。

※43 高齢者虐待防止ネットワーク（53頁）

高齢者虐待防止を目的に、市町村や地域包括支援センターを中心として、自治会、ボランティア、ケアマネジャー、警察、医療機関、相談機関などによって構成されるネットワークです。

虐待の相談は、複雑な要因がからみあっていることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要なため、地域包括支援センターで受けた相談に対して、関係機関相互の連携協力の中で対応していこうというものです。

※44 富山型デイサービス (53頁)

1993(平成5)年に富山市内でスタートした民間デイサービス「このゆびと一まれ」がはじまりの小規模多機能型デイサービスで、民家等を使って、赤ちゃんからお年寄りまで障害の有無に関わらず家庭的な雰囲気の中で一緒にケアするスタイルが富山県から全国へ広まったことから、「富山型」と呼ばれるようになりました。

※45 認知症高齢者グループホーム (53頁)

少人数の認知症高齢者が、食事や身の回りのことを職員とともにしながら、家庭的な環境の中で共同生活するサービスです。

※46 ユニバーサルデザイン (Universal Design) (54頁)

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。

バリアフリーの考え方をさらに進展させた「できるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること」が基本で、デザイン対象を障害のある人に限定していない点が一般に言われるバリアフリーと異なります。

※47 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 (58頁)

厚生労働省において、平成21年度からハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事が行われています。

※48 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議 (64頁)

人権教育国連10年富山県行動計画連絡会議に代わって、新たに「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚等を図っていくために設置する富山県庁内部の部局連絡会議です。富山県生活環境文化部次長(人権担当)を座長とし、人権関係課長で構成します。

※49 富山県人権教育・啓発行政連絡協議会（64頁）

富山県人権教育・啓発行政連絡協議会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨にのっとり、県及び県内市町村がその役割を相互に認識し、情報の交換等を通じて密接な連携・協力を図ることによって、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成14年4月に設置されています。富山県生活環境文化部次長（人権担当）を会長とし、県及び市町村の人権主管課長をもって構成しています。

資 料 編

- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 富山県人権教育・啓発推進懇話会設置要綱
- 富山県人権教育・啓発推進懇話会委員名簿
- 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議設置要綱
- 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」見直しスケジュール

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成14年3月15日策定

平成23年4月1日変更

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発(以下「人権教育・啓発」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され(平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行)、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の間

題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し(人権教育・啓発推進法第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており(同法第3条)、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」(自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など)の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実が図られることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家

家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」を意味し(人権教育・啓発推進法第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている(同法第3条)。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわ

る各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申(平成13年5月25日)及び人権擁護委員制度の改革に関する答申(平成13年12月21日)を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者到人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府

県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念(第3条)を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となつては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する

学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府(現内閣府)の世論調査(平成9年実施)の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分か

る」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法(例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等)にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する(第14条)とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている(第24条)。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択(1981年発効、我が国の批准1985年)され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府(現内閣府)を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。(全府省庁)
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐるっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)

- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年(昭和56年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間は「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において、1993年から2002年までの10年間は「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部(平成8年1月、障害者施策推進本部に改称)が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改

めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。(内閣府)
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及と高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれ

たコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)

- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)

- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によっ

て、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていなければならないほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や(財)人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点(例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど)からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報(例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料(冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等))を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活

動(例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等)を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」(人権教育・啓発推進法第9条)との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書(白書)の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

富山県人権教育・啓発推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 富山県人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）の見直しに当たり、広く県民の意見を反映するため、富山県人権教育・啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の見直しの検討に関することについて協議する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員23人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の見直しが終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集する。

2 懇話会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が懇話会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、懇話会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生活環境文化部県民生活課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、計画の見直しが終了した日に失効する。

富山県人権教育・啓発推進懇話会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員氏名	役 職 等
青木 由香	アレッセ高岡代表
青山 正二	(特非)富山県精神保健福祉家族連合会理事長
朝倉 美音子	富山県中学校長会幹事
荒木 義雄	富山県高等学校長協会長
○ 井上 堯子	富山県人権擁護委員連合会副会長
岡西 法英	部落解放にとりくむ富山県連絡会議会長
織田 浩之	北日本新聞社編集局長
金森 勝雄	富山県町村会代表 (舟橋村長)
小宮山 義隆	富山地方法務局長
齋藤 幸江	(公財)富山県女性財団業務執行理事
島田 祐三	(公財)富山県老人クラブ連合会長
須田 英克	富山県私立中学高等学校協会長
◎ 竹地 潔	富山大学経済学部教授
中西 彰	富山県生涯学習団体協議会長
中村 万喜夫	富山県弁護士会人権擁護委員会委員 (弁護士)
西岡 秀次	富山県商工会議所連合会常任理事
布尾 英二	(一社)富山県身体障害者福祉協会長
平野 幹夫	(一社)富山県手をつなぐ育成会常務理事
辺田 幸子	富山労働局雇用環境・均等室長
松本 智子	日本労働組合総連合会富山県連合会女性委員長
森 雅志	富山県市長会代表 (富山市長)
吉田 友子	富山県小学校長会副会長
和田 麗子	富山県母親クラブ連合会長
23 人 ◎は会長、○は副会長	

富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議設置要綱

(設置)

第1 富山県人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の総合的・効果的な推進に関すること。
- (2) その他基本計画について必要な事項に関すること。

(構成員)

第3 連絡会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、生活環境文化部次長（人権担当）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議の運営)

第4 連絡会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

なお、必要と認めるときは、特定の委員による会議を開くことができる。

(説明の要求)

第5 連絡会議は、必要がある場合においては、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 連絡会議に関する庶務は、生活環境文化部県民生活課において処理する。

(その他必要な事項)

第7 この要綱に定めるものを除くほか、連絡会議に必要な事項は、別に定める。

別表

部 局	委 員
総合政策局	企画調整室課長、消防課長、防災・危機管理課長、少子化対策・県民活躍課長、国際課長
観光・交通振興局	総合交通政策室地域交通・新幹線政策課長
経営管理部	人事課長、情報政策課長、文書総務課長、市町村支援課長
生活環境文化部	県民生活課長
厚生部	厚生企画課長、高齢福祉課長、子ども支援課長、障害福祉課長、健康課長
商工労働部	商工企画課長、商業まちづくり課長、労働政策課長
農林水産部	農林水産企画課長
土木部	管理課長
出納局	出納課長
企業局	経営管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育企画課長、生涯学習・文化財室長、教職員課長、県立学校課長 小中学校課長
警察本部	警務課長
人事委員会事務局	職員課長

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」見直しスケジュール

時 期	概 要
平成30年 11月	「人権に関する県民意識調査」の実施
令和元年 7月25日 8月～ 10月31日 12月6日 (～1月6日)	<p>第1回富山県人権教育・啓発推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の設置 ・現状説明（県民意識調査結果等） ・見直しのポイントの提示、構成案の検討 <p>事務局【見直し案（素案）作成】</p> <p>第2回富山県人権教育・啓発推進懇話会の開催 見直し案（素案）の検討</p> <p>○関係機関及び団体からの意見聴取 ○県民からの意見聴取（パブリックコメント）の実施</p>
令和2年 1月～ 2月 3月	<p>事務局【見直し案（修正案）作成】</p> <p>第3回富山県人権教育・啓発推進懇話会の開催 見直し案（修正案）の検討</p> <p>富山県人権教育・啓発に関する基本計画（令和2年3月） の策定</p>

